

# 千曲市地域防災計画 新旧対照表

令和7年度修正  
(令和8年2月)

新	旧	修正理由・備考
<p>総則編 第2節 防災の基本方針</p> <p>地域防災は、市、関係機関及び市民が一体となって防災体制の確立を図るとともに、災害に強いまちづくりを進めることにより、災害から市民のかけがえのない生命と貴重な財産を守ることが目的である。</p> <p>(削除)</p> <p>「自らの命は自らが守る」、「自らのまちは自らが守る」を基本に、市民、事業所、地域及び行政機関がそれぞれ“自助”、“共助”、“公助”の役割を明確にし、情報の共有とボランティアとの連携を図りながら、協働による災害への備えの充実や災害発生時の被害の軽減、早期復旧のための災害活動体制の整備など、“災害に強い安心・安全なまちづくり”を推進する。</p> <p>～みんなで作る『災害に強い安心・安全のまち—千曲市』～</p> <p>をめざし、市民・事業所・行政が連携して、災害に強いまちづくりを進めるとともに、災害に備えた防災体制の整備や市民の防災行動力の向上など、防災対策の総合的な推進を図る。</p> <p>第1 防災対策の実施 2 迅速かつ円滑な災害応急対策 (1) 災害応急段階における基本理念は以下のとおりである。 イ 被災者のニーズの変化や多様性に柔軟かつ機敏に対応するとともに、<u>女性、性的マイノリティのほか</u>、高齢者・障がい者・児童・傷病者・乳幼児・妊産婦・外国籍市民等特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)に配慮するなど、被災者の年齢・性別・傷病や障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。</p>	<p>総則編 第2節 防災の基本方針</p> <p>地域防災は、市、関係機関及び市民が一体となって防災体制の確立を図るとともに、災害に強いまちづくりを進めることにより、災害から市民のかけがえのない生命と貴重な財産を守ることが目的である。</p> <p><u>平成7年の阪神・淡路大震災においては、救急・救護活動において多くの問題点が浮き彫りになったことから、この教訓を踏まえ、災害対策基本法の改正をはじめとする地域防災計画の改定・見直しが全国規模で行われた。その後、平成12年に「土砂災害防止法」が制定され、急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりの警戒区域について調査し、公表することが定められた。あわせて、平成12年、13年の水防法の改正により、浸水想定区域が公表されることになり、市域においても、千曲川河川工事事務所(当時)により千曲川浸水想定区域が公表されている。</u></p> <p><u>さらに、平成16年の台風・豪雨災害を教訓として、平成17年5月には、消防庁から「風水害対策の強化について(通知)」が出されており、避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成、高齢者等災害時要援護者の避難支援プランの整備が求められているほか、平成17年の水防法の改正により、国管理の河川に加えて、沢山川等の県管理の主要中小河川についても、浸水想定区域を指定することとなり、平成20年度から22年度にかけて河川ごとの洪水ハザードマップを作成し、地域ごとに全戸へ配布を行った。また、平成17年の土砂災害防止法の改正にともない、土砂災害警戒区域の調査が行われ、千曲市の一部地域において、土砂災害防止法に基づく土砂災害(特別)警戒区域の指定がされた。(平成19年5月10日長野県告示(上山田地区の一部)、平成20年3月27日長野県告示(更埴地区の一部・戸倉地区の一部))。</u></p> <p><u>本市は、平成15年9月に、更埴市、戸倉町及び上山田町の1市2町が合併して、誕生した市であり、合併に伴う防災体制の統一、市域の広域化に伴う防災対策の充実などを図ってきたが、引き続き庁内の連携、情報共有方法等、防災体制の強化・充実に努める必要がある。</u></p> <p><u>これらを踏まえて、「自らの命は自らが守る」、「自らのまちは自らが守る」を基本に、市民、事業所、地域及び行政機関がそれぞれの役割を“自助”、“共助”、“公助”として明らかにし、情報の共有とボランティアとの連携を図りながら、相互の信頼関係に基づく協働により災害への備えの充実や災害発生時の被害の軽減、早期復旧のための災害活動体制の整備など、“災害に強い安心・安全なまちづくり”を推進する。</u></p> <p>～みんなで作る『災害に強い安心・安全のまち—千曲市』～</p> <p>をめざし、市民・事業所・行政が連携して、災害に強いまちづくりを進めるとともに、災害に備えた防災体制の整備や市民の防災行動力の向上など、防災対策の総合的な推進を図る。</p> <p>第1 防災対策の実施 2 迅速かつ円滑な災害応急対策 (1) 災害応急段階における基本理念は以下のとおりである。 イ 被災者のニーズの変化や多様性に柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者・障がい者・児童・傷病者・乳幼児・妊産婦・外国籍市民等特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)に配慮するなど、被災者の年齢・性別・傷病や障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。</p>	<p>市の現況等に合わせて修正</p> <p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>(2) 災害応急段階における施策の概要は以下のとおりである。なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。</p> <p>ク 指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動や福祉的な支援を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動・防疫活動を行う。また迅速な遺体対策を行う。</p> <p>ケ 新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。</p>	<p>(2) 災害応急段階における施策の概要は以下のとおりである。なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。</p> <p>ク 指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動・防疫活動を行う。また迅速な遺体対策を行う。</p> <p>ケ 新型コロナウイルス感染症の発生も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>



新	旧	修正理由・備考
<p>風水害編 第1章 災害予防計画 第1節 風水害に強いまちづくり 第3 計画の内容 2 風水害に強いまちの形成 (8) 盛土の是正指導 <u>宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく既存盛土等に関する調査を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察を行う。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、災害を防止するために必要な措置を行う。さらに、その内容について、県と情報共有を行うとともに、必要に応じて住民への周知を図る。</u> (中略) <u>(11)アンダーパス対策および道路流出の防止</u> <u>アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流出により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進する。</u> (12) 風水害に強いまちの形成 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。</p>	<p>風水害編 第1章 災害予防計画 第1節 風水害に強いまちづくり 第3 計画の内容 2 風水害に強いまちの形成 (8) 盛土の是正指導 <u>危険な盛土による土砂等の崩落等による災害の発生を防止するため、長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正措置を行う。また、その内容について、県と情報共有を行うとともに、必要に応じて住民への周知を図る。</u>  (新設)  (11) 風水害に強いまちの形成 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第3節 情報の収集・連絡体制計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(4) <u>情報収集・連携システムの活用</u></p> <p>市は、情報収集手段としてインターネット等を活用し、また、「<u>長野県防災情報システム</u>」により、<u>関係期間との情報共有、連携強化に努める。</u></p> <p>(5) <u>総合防災情報システムの活用</u></p> <p><u>国関係機関、県及び公共機関等との情報の共有化を図るため、横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム（SOBO-WEB）に集約できるよう努めるとともに、必要に応じて活用する。</u></p> <p>(6) <u>雨量情報、土砂災害警戒情報の情報収集・伝達体制の整備</u></p> <p>雨量情報、土砂災害警戒情報及び長野県河川砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度などの情報収集に努め、また、県、市民と連携し、土砂災害に関わる異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。</p> <p>(7) <u>災害対策本部での連絡調整機能の整備</u></p> <p>災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。</p> <p>3 通信手段の確保</p> <p>(5) <u>災害時優先電話</u></p> <p>市は、災害時における緊急を要する場合の通信連絡を確保するため、あらかじめ<u>NTT東日本</u>株式会社長野支店長に対し、災害時優先電話の承諾を受けておく。災害時に円滑に使用できるよう、あらかじめその運用方法等について習熟に努める。また、I P電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。</p> <p>(中略)</p> <p>(7) <u>新たな災害時通信網の整備</u></p> <p>市は、衛星携帯電話、<u>I P無線機</u>、<u>公共安全モバイルシステム</u>等の移動系の応急対策機器の整備を図る。また、<u>衛星通信を活用したインターネット機器の整備など</u>、災害時通信網の多ルート化に努める。</p>	<p>第3節 情報の収集・連絡体制計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(4) <u>新たな情報収集システム・体制の整備</u></p> <p>市は、情報収集手段としてインターネット等の活用について研究する。また、<u>総合的な情報収集を行うため「モニター情報制度」の設置を研究する。</u></p> <p><u>また、情報を一元的に収集伝達する「防災情報管理システム」の構築を研究する。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(5) <u>雨量情報、土砂災害警戒情報の情報収集・伝達体制の整備</u></p> <p>雨量情報、土砂災害警戒情報及び長野県河川砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度などの情報収集に努め、また、県、市民と連携し、土砂災害に関わる異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。</p> <p>(6) <u>災害対策本部での連絡調整機能の整備</u></p> <p>災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。</p> <p>3 通信手段の確保</p> <p>(5) <u>災害時優先電話</u></p> <p>市は、災害時における緊急を要する場合の通信連絡を確保するため、あらかじめ<u>東日本電信電話</u>株式会社長野支店長に対し、災害時優先電話の承諾を受けておく。災害時に円滑に使用できるよう、あらかじめその運用方法等について習熟に努める。また、I P電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。</p> <p>(中略)</p> <p>(7) <u>新たな災害時通信網の整備</u></p> <p>市は、衛星携帯電話、公共安全<u>LTE（P S-LTE）</u>等の移動系の応急対策機器の整備を図る。また、<u>地域衛星通信ネットワーク等の導入による</u>災害時通信網の多ルート化に努める。</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p> <p>委員のご指摘による修正</p> <p>県の地域防災計画及び市の現況に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第5節 広域相互応援計画 第3 計画の内容</p> <p>1 防災関係機関相互の連絡体制整備</p> <p>(4) 国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。</p> <p>6 県と市町村が一体となった他都道府県被災地への応援体制整備への協力</p> <p>「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に係る協定」により、被災県等への応援体制は整備されているが、支援の内容に応じた職員<u>の選定、職員が自活できるような資機材や物資の確保及び活動方法等</u>の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。</p>	<p>第5節 広域相互応援計画 第3 計画の内容</p> <p>1 防災関係機関相互の連絡体制整備</p> <p>(4) 国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。</p> <p>6 県と市町村が一体となった他都道府県被災地への応援体制整備への協力</p> <p>「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に係る協定」により、被災県等への応援体制は整備されているが、支援の内容に応じた職員、<u>資機材及び物資の確保並びに活動方法等</u>の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第6節 救助・救急・医療計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 災害時医療体制の整備</p> <p>(2) 後方医療体制</p> <p>災害拠点病院に指定されている長野赤十字病院、<u>長野市民病院及び南長野医療センター篠ノ井総合病院</u>を中心とした地域的な災害時医療体制により、初期医療では困難な重傷者等の高度医療に対応する。</p> <p>日本赤十字社長野県支部、千曲医師会、埴科歯科医師会、更級歯科医師会等は、災害拠点病院を中心とした災害医療への協力体制について整備を行う。</p>	<p>第6節 救助・救急・医療計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 災害時医療体制の整備</p> <p>(2) 後方医療体制</p> <p>災害拠点病院に指定されている長野赤十字病院を中心とした地域的な災害時医療体制により、初期医療では困難な重傷者等の高度医療に対応する。</p> <p>日本赤十字社長野県支部、千曲医師会、埴科歯科医師会、更級歯科医師会等は、災害拠点病院を中心とした災害医療への協力体制について整備を行う。</p>	<p>関係機関の現況に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第7節 消防・水防活動計画 第3 計画の内容 1 消防計画 (2) 消防団の活動強化</p> <p>市は、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は減少の傾向にあるので、消防団活性化総合整備事業等を活用した消防団の<u>充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両、資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層をはじめとした団員の入団促進を図り、消防団活性化の推進と育成強化を図る。</u></p> <p><u>また、地域住民と消防団員との交流を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。</u></p>	<p>第7節 消防・水防活動計画 第3 計画の内容 1 消防計画 (2) 消防団の活動強化</p> <p>市は、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は減少の傾向にあるので、消防団活性化総合整備事業等を活用した消防団の<u>施設・設備・処遇の改善教育訓練体制の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層をはじめとした団員の入団促進を図り、消防団活性化の推進と育成強化を図る。</u></p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第8節 災害時における要配慮者支援計画 第3 計画の内容</p> <p>1 在宅で配慮が必要な者への対策</p> <p>(3) 避難行動要支援者名簿の整備・活用</p> <p>イ 個別支援計画作成の努力義務</p> <p>市は地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局連携の下、福祉・医療専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別支援計画及び医療的ケアが必要な者には災害対応マニュアルを作成するよう努める。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意する。また、個別支援計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別支援計画情報の適切な管理に努める。</p> <p>なお、作成にあたっては、地域の実情に応じ、地域の危険度の想定や要配慮者本人の心身の状況等を考慮し作成する。</p> <p>加えて、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別支援計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。</p>	<p>第8節 災害時における要配慮者支援計画 第3 計画の内容</p> <p>1 在宅で配慮が必要な者への対策</p> <p>(3) 避難行動要支援者名簿の整備・活用</p> <p>イ 個別支援計画作成の努力義務</p> <p>市は地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別支援計画を作成するよう努める。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意する。また、個別支援計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別支援計画情報の適切な管理に努める。</p> <p>なお、作成にあたっては、地域の実情に応じ、地域の危険度の想定や要配慮者本人の心身の状況等を考慮し作成する。</p> <p>加えて、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別支援計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。</p>	<p>市の現況に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考												
<p>第9節 緊急輸送計画</p> <p style="text-align: right;">危機管理防災課、総務課、道路河川課 都市計画課、教育総務課、スポーツ課</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 緊急用ヘリポート及び物資輸送拠点の確保計画</p> <p>(1) <u>地域内物資輸送拠点の指定</u>及び拠点ヘリポート等の指定、<u>緊急輸送ネットワークの形成</u></p> <p>市は、自らが被災した場合は勿論、隣接市町村が被災した場合の輸送拠点ともなりうる物資輸送拠点を指定する。物資輸送拠点の選定に際しては、ヘリコプターによる空輸と陸上輸送の両面の利便を考慮する。</p> <p>[資料 27] 災害対策用物資輸送拠点 (資料編 P.318)</p> <table border="1" data-bbox="231 682 1299 1045"> <tr> <td>物資輸送拠点</td> <td>更埴体育館(ことぶきアリーナ千曲)、戸倉体育館、上山田農業者トレーニングセンター</td> </tr> <tr> <td>拠点ヘリポート</td> <td>更埴中央公園、※大西緑地公園、※萬葉の里スポーツエリア</td> </tr> <tr> <td>上記以外の災害対策用ヘリポート</td> <td>東小学校、屋代中学校、埴生中学校、更埴西中学校、 ※千曲橋緑地、戸倉小学校、戸倉上山田中学校、 更級小学校、五加小学校、上山田小学校、 戸倉野外趣味活動センター、※戸倉千曲川緑地公園、 ※千本柳運動場</td> </tr> </table> <p>※千曲橋緑地、萬葉の里スポーツエリア、大西緑地公園、戸倉千曲川緑地公園及び千本柳運動場については、千曲川河川敷にあるため、風水害時には冠水等により使用できない場合がある。</p> <p>3 輸送体制の整備計画</p> <p>(4) 輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、<u>あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図る。</u></p>	物資輸送拠点	更埴体育館(ことぶきアリーナ千曲)、戸倉体育館、上山田農業者トレーニングセンター	拠点ヘリポート	更埴中央公園、※大西緑地公園、※萬葉の里スポーツエリア	上記以外の災害対策用ヘリポート	東小学校、屋代中学校、埴生中学校、更埴西中学校、 ※千曲橋緑地、戸倉小学校、戸倉上山田中学校、 更級小学校、五加小学校、上山田小学校、 戸倉野外趣味活動センター、※戸倉千曲川緑地公園、 ※千本柳運動場	<p>第9節 緊急輸送計画</p> <p style="text-align: right;">危機管理防災課、総務課、道路河川課 都市計画課、教育総務課、スポーツ振興課</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 緊急用ヘリポート及び物資輸送拠点の確保計画</p> <p>(1) 物資輸送拠点及び拠点ヘリポート等の指定</p> <p>市は、自らが被災した場合は勿論、隣接市町村が被災した場合の輸送拠点ともなりうる物資輸送拠点を指定する。物資輸送拠点の選定に際しては、ヘリコプターによる空輸と陸上輸送の両面の利便を考慮する。</p> <p>[資料 27] 災害対策用物資輸送拠点 (資料編 P.318)</p> <table border="1" data-bbox="1427 682 2496 1045"> <tr> <td>物資輸送拠点</td> <td>更埴体育館(ことぶきアリーナ千曲)、戸倉体育館、上山田農業者トレーニングセンター</td> </tr> <tr> <td>拠点ヘリポート</td> <td>更埴中央公園、※大西緑地公園、※萬葉の里スポーツエリア</td> </tr> <tr> <td>上記以外の災害対策用ヘリポート</td> <td>東小学校、屋代中学校、埴生中学校、更埴西中学校、 ※千曲橋緑地、戸倉小学校、戸倉上山田中学校、 更級小学校、五加小学校、上山田小学校、 戸倉野外趣味活動センター、※戸倉千曲川緑地公園、 ※千本柳運動公園</td> </tr> </table> <p>※千曲橋緑地、萬葉の里スポーツエリア、大西緑地公園、戸倉千曲川緑地公園及び千本柳運動公園については、千曲川河川敷にあるため、風水害時には冠水等により使用できない場合がある。</p> <p>3 輸送体制の整備計画</p> <p>(4) 輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、<u>緊急通行車両標章交付のため、従前の事前届出制度が適用される規制除外車両を除き、災害発生より前に災害対策基本法施行令等に基づく緊急通行車両であることの確認を行うことができることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも災害発生前の確認を受ける。</u></p>	物資輸送拠点	更埴体育館(ことぶきアリーナ千曲)、戸倉体育館、上山田農業者トレーニングセンター	拠点ヘリポート	更埴中央公園、※大西緑地公園、※萬葉の里スポーツエリア	上記以外の災害対策用ヘリポート	東小学校、屋代中学校、埴生中学校、更埴西中学校、 ※千曲橋緑地、戸倉小学校、戸倉上山田中学校、 更級小学校、五加小学校、上山田小学校、 戸倉野外趣味活動センター、※戸倉千曲川緑地公園、 ※千本柳運動公園	<p>市の現況に合わせて修正</p> <p>県の地域防災計画に合わせて修正</p> <p>市の現況に合わせて修正</p> <p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>
物資輸送拠点	更埴体育館(ことぶきアリーナ千曲)、戸倉体育館、上山田農業者トレーニングセンター													
拠点ヘリポート	更埴中央公園、※大西緑地公園、※萬葉の里スポーツエリア													
上記以外の災害対策用ヘリポート	東小学校、屋代中学校、埴生中学校、更埴西中学校、 ※千曲橋緑地、戸倉小学校、戸倉上山田中学校、 更級小学校、五加小学校、上山田小学校、 戸倉野外趣味活動センター、※戸倉千曲川緑地公園、 ※千本柳運動場													
物資輸送拠点	更埴体育館(ことぶきアリーナ千曲)、戸倉体育館、上山田農業者トレーニングセンター													
拠点ヘリポート	更埴中央公園、※大西緑地公園、※萬葉の里スポーツエリア													
上記以外の災害対策用ヘリポート	東小学校、屋代中学校、埴生中学校、更埴西中学校、 ※千曲橋緑地、戸倉小学校、戸倉上山田中学校、 更級小学校、五加小学校、上山田小学校、 戸倉野外趣味活動センター、※戸倉千曲川緑地公園、 ※千本柳運動公園													

新	旧	修正理由・備考
<p>第1 1 節 避難の受入れ活動計画</p> <p>危機管理防災課、福祉課、高齢福祉課、健康推進課、こども未来課、保育課、教育総務課、<u>商工課</u>、観光課、上下水道課、秘書広報課、建築課、施設管理者</p> <p>第1 基本方針</p> <p>(中略)</p> <p>なお、気候変動に伴い自然災害が頻発する中、避難所の<u>感染症対策</u>や生活環境改善が求められている。そのため、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境の重点的な向上が必要であり、備蓄や関係団体との協定締結等により発災に備える。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 避難場所の確保</p> <p>ア 市は、都市公園・公民館・学校等の公共的施設を対象に、地域の人口・誘致圏域・地形・災害に対する安全性及び想定される災害の程度に応じ、その管理者の同意を得たうえで災害の危険が切迫した緊急時において安全を確保するための指定緊急避難場所について、必要な数・規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から指定避難所の場所、収容人数、<u>家庭動物の受入方法</u>等について住民への周知徹底を図る。</p> <p>3 避難所の確保</p> <p>ク 指定避難所に指定した公共施設については、良好な生活環境を確保するために、<u>あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。</u> <u>また、必要に応じ、</u>換気・照明・冷暖房等の設備や備蓄倉庫・貯水槽・<u>給水タンク</u>・マンホールトイレ・非常用電源・<u>衛星携帯電話、衛星通信を利用したインターネット機器等の通信機器など、</u>避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。</p> <p>7 <u>避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援</u></p> <p><u>近年の災害における避難生活では、住宅の被害や電気や水道等のインフラの途絶など支障がある中で、避難所に居場所を確保できない、家族や自分の健康状態により自宅から出られない等、様々な事情により、避難所への避難ではなく、在宅や車中泊で避難生活を送る避難者及び被災者が少なからず発生した。</u></p> <p><u>また、新型コロナウイルス感染症拡大を受けて分散避難の取組が進み、旅館・ホテルの活用や親戚・知人宅への避難といった形態が推奨されるなど、避難者等の避難生活の状況は多様化している。</u></p> <p><u>このような避難生活を取り巻く状況の変化を踏まえ、避難者等が一人ひとりの事情や状況に応じて適切な場所で避難生活を送ることができるよう、多様な避難生活の場所を想定して支援を検討する必要がある。</u></p>	<p>第1 1 節 避難の受入れ活動計画</p> <p>危機管理防災課、福祉課、高齢福祉課、健康推進課、こども未来課、保育課、教育総務課、<u>産業振興課</u>、観光課、上下水道課、秘書広報課、建築課、施設管理者</p> <p>第1 基本方針</p> <p>(中略)</p> <p>なお、<u>避難所における感染症対策については「ウィズコロナ・アフターコロナ時代」に向けて大きな課題となっており、かつ、</u>気候変動に伴い自然災害が頻発する中、避難所の生活環境改善が求められている。そのため、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境の重点的な向上が必要であり、備蓄や関係団体との協定締結等により発災に備える。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 避難場所の確保</p> <p>ア 市は、都市公園・公民館・学校等の公共的施設を対象に、地域の人口・誘致圏域・地形・災害に対する安全性及び想定される災害の程度に応じ、その管理者の同意を得たうえで災害の危険が切迫した緊急時において安全を確保するための指定緊急避難場所について、必要な数・規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から指定避難所の場所、収容人数等について住民への周知徹底を図る。</p> <p>3 避難所の確保</p> <p>ク 指定避難所に指定した公共施設については、<u>必要に応じ</u>良好な生活環境を確保するために、換気・照明・冷暖房等の設備や備蓄倉庫・貯水槽・マンホールトイレ・非常用電源・の通信機器等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。</p> <p>7 <u>在宅避難者等の支援</u></p> <p><u>以下の者については、支援に関する情報が届きにくくなり、生活再建に遅れが生じる恐れがあるため、速やかに避難先を把握する必要がある。そのため、住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、関係機関で共有できるよう、体制整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>在宅避難者</u> <u>被災者の中で避難所に居場所を確保できず、やむを得ず被災した自宅に戻って避難生活を送っている者又はライフラインが途絶した中で不自由な生活を送っている者をいう。</u></p> <p><u>(1) 親戚宅等避難者</u> <u>親戚・知人宅等避難所以外の多様な避難先へ避難した者をいう。</u></p>	<p>市の現況に合わせて修正</p> <p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p><u>ア 保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ検討するよう努める。</u></p> <p><u>イ 在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。</u></p> <p><u>ウ やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。</u></p>		<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第12節 孤立化対策</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>5 備蓄</p> <p>(2) 市民による備蓄          孤立が予想される地区の市民は、平常時から、<u>最低一週間分</u>の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄に努める。</p>	<p>第12節 孤立化対策</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>5 備蓄</p> <p>(2) 市民による備蓄          孤立が予想される地区の市民は、平常時から、食料、飲料水、生活必需品等の備蓄に努める。</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考								
<p>第13節 食料品・生活必需品の備蓄・調達計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>大規模な災害が発生した場合、被災直後の市民の生活を確保するうえで食料の備蓄・供給は重要であり、市民は、一般流通が十分機能しないと考えられる発災直後から最低でも3日分、可能な限り1週間（<u>孤立予想地域にあつては最低1週間。以下同じ。</u>）は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。</p> <p>市はこの間、物資応援協定に基づいて食料品、生活必需品等の確保に努める。また、食料を持ち出できない者等を想定して、必要量を地域防災計画等で定め、食料の備蓄を実施する。</p> <p>第2 主な取組み</p> <p><u>5 交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。</u></p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 食料品等の備蓄・調達計画</p> <p>(1) 食料品等の備蓄・調達体制の整備</p> <p>ア 地域の実状、外部からの支援が届く時期の想定などを勘案し、食料を持ち出できない被災者等へ供給するため、調理を要しない又は調理が容易な食品を中心に非常用食料（現物備蓄）の必要量を備蓄し、必要に応じて更新する。なお、必要量や確保の方法等については、管理栄養士等行政栄養関係者との連携を図り、検討する。</p> <p>備蓄目標の設定</p> <p>千曲市備蓄計画に基づき、備蓄目標を設定する。</p> <table border="1" data-bbox="252 1087 1276 1125"> <tr> <td>備蓄目標（公的備蓄）</td> <td>7,740人の3食分×1日分</td> </tr> </table> <p>2 生活必需品の備蓄・調達計画</p> <p>(1) 生活必需品の備蓄・調達体制の整備</p> <p>市において、<u>最大の避難所避難者数の発生が想定される災害などの被害想定を踏まえ</u>、生活必需品の備蓄・調達体制の整備を図る。</p> <p>ア 備蓄目標の設定</p> <p>千曲市備蓄計画に基づき、備蓄目標を設定する。</p> <table border="1" data-bbox="252 1430 1276 1467"> <tr> <td>備蓄目標（公的備蓄）</td> <td>7,740人の3食分×1日分</td> </tr> </table> <p>イ 主な生活必需品</p> <p>次に掲げるような品目については、備蓄・調達体制の整備を図る。</p> <p>(ア) 寝具（タオルケット・毛布・<u>簡易ベッド・段ボールベッド</u>等）</p> <p>(イ) 衣類（下着・靴下・作業着等）</p> <p>(ウ) 炊事道具（なべ、包丁、卓上コンロ等）</p> <p>(エ) 身の回り品（タオル、生理用品・紙オムツ等）</p> <p>(オ) 食器等（はし・茶わん・ほ乳びん等）</p> <p>(カ) 日用品（石鹸・ティッシュペーパー・携帯トイレ・<u>簡易トイレ・組立式トイレ</u>・トイレトペーパー等）</p> <p>(キ) 光熱材料（マッチ、ガスボンベ、ストーブ、灯油等）</p>	備蓄目標（公的備蓄）	7,740人の3食分×1日分	備蓄目標（公的備蓄）	7,740人の3食分×1日分	<p>第13節 食料品・生活必需品の備蓄・調達計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>大規模な災害が発生した場合、被災直後の市民の生活を確保するうえで食料の備蓄・供給は重要であり、市民は、一般流通が十分機能しないと考えられる発災直後から最低でも3日分、可能な限り1週間<u>分程度</u>は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。</p> <p>市はこの間、物資応援協定に基づいて食料品、生活必需品等の確保に努める。また、食料を持ち出できない者等を想定して、必要量を地域防災計画等で定め、食料の備蓄を実施する。</p> <p>(新設)</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 食料品等の備蓄・調達計画</p> <p>(1) 食料品等の備蓄・調達体制の整備</p> <p>ア 地域の実状、外部からの支援が届く時期の想定などを勘案し、食料を持ち出できない被災者等へ供給するため、調理を要しない又は調理が容易な食品を中心に非常用食料（現物備蓄）の必要量を備蓄し、必要に応じて更新する。なお、必要量や確保の方法等については、管理栄養士等行政栄養関係者との連携を図り、検討する。</p> <p>備蓄目標の設定</p> <p>千曲市備蓄計画に基づき、備蓄目標を設定する。</p> <table border="1" data-bbox="1448 1087 2472 1125"> <tr> <td>備蓄目標（公的備蓄）</td> <td>6,300人の3食分×1日分</td> </tr> </table> <p>2 生活必需品の備蓄・調達計画</p> <p>(1) 生活必需品の備蓄・調達体制の整備</p> <p>市において、生活必需品の備蓄・調達体制の整備を図る。</p> <p>ア 備蓄目標の設定</p> <p>千曲市備蓄計画に基づき、備蓄目標を設定する。</p> <table border="1" data-bbox="1448 1430 2472 1467"> <tr> <td>備蓄目標（公的備蓄）</td> <td>6,300人の3食分×1日分</td> </tr> </table> <p>イ 主な生活必需品</p> <p>次に掲げるような品目については、備蓄・調達体制の整備を図る。</p> <p>(ア) 寝具（タオルケット・毛布等）</p> <p>(イ) 衣類（下着・靴下・作業着等）</p> <p>(ウ) 炊事道具（なべ、包丁、卓上コンロ等）</p> <p>(エ) 身の回り品（タオル、生理用品・紙オムツ等）</p> <p>(オ) 食器等（はし・茶わん・ほ乳びん等）</p> <p>(カ) 日用品（石鹸・ティッシュペーパー・携帯トイレ・トイレトペーパー等）</p> <p>(キ) 光熱材料（マッチ、ガスボンベ、ストーブ、灯油等）</p>	備蓄目標（公的備蓄）	6,300人の3食分×1日分	備蓄目標（公的備蓄）	6,300人の3食分×1日分	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p> <p>市の現況に合わせて修正</p> <p>県の地域防災計画及び市の現況に合わせて修正</p>
備蓄目標（公的備蓄）	7,740人の3食分×1日分									
備蓄目標（公的備蓄）	7,740人の3食分×1日分									
備蓄目標（公的備蓄）	6,300人の3食分×1日分									
備蓄目標（公的備蓄）	6,300人の3食分×1日分									

新	旧	修正理由・備考
<p>(中略)</p> <p>(4) 生活必需品の供給体制の整備 市は、<u>最大の避難所避難者数の発生が想定される災害などの被害想定を踏まえて</u>、輸送手段、集積場所、車両・燃料の確保等について関係機関と調整し、あらかじめ計画するよう努める。</p>	<p>(中略)</p> <p>(4) 生活必需品の供給体制の整備 市は、輸送手段、集積場所、車両・燃料の確保等について関係機関と調整し、あらかじめ計画するよう努める。</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第14節 給水計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>(2) 生活用水等の確保</p> <p>ア 市は、市内の井戸の利用状況及び水質の状況を把握する。</p> <p><u>イ 住民が実施する自家用井戸等の維持確保への支援や災害時の提供協力の促進に努める。</u></p> <p><u>ウ</u> 貯水槽、プール等の管理者は、特別の事情のある場合を除き、災害の発生に備えて常に貯水槽、プール等に貯水しておくように努める。</p>	<p>第14節 給水計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>(2) 生活用水等の確保</p> <p>ア 市は、市内の井戸の利用状況及び水質の状況を把握する。</p> <p><u>イ</u> 貯水槽、プール等の管理者は、特別の事情のある場合を除き、災害の発生に備えて常に貯水槽、プール等に貯水しておくように努める。</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第19節 下水道施設災害予防計画</p> <p>第2 主な取組み</p> <p>5 管渠及び処理場施設等の系統の多重化・<u>耐水化および、老朽化した管渠等の改築更新</u>を図る。</p> <p>6 <u>雨水管理総合計画に基づき、雨水きよ及び雨水貯留浸透施設の整備等により、計画的に浸水対策を図る。</u></p>	<p>第19節 下水道施設災害予防計画</p> <p>第2 主な取組み</p> <p>5 管渠及び処理場施設等の系統の多重化を図る。</p> <p>6 <u>雨水貯留施設や雨水浸透型排水設備の整備等により雨水流出量の削減を図る。</u></p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正 市の現況に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第23節 土砂災害等の災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>6 土砂災害警戒区域等の対策</p> <p>市内には土砂災害警戒区域が <u>250</u> 箇所（土石流：85 箇所、急傾斜地崩壊：<u>157</u> 箇所、地滑り：8 箇所）指定されている（令和 <u>7</u> 年 <u>4</u> 月 <u>10</u> 日時点）。</p> <p><u>なお、土砂災害特別警戒区域については 208 箇所（土石流：64 箇所、急傾斜地崩壊：144 箇所、地滑り：0 箇所）指定されている（令和7年4月10日時点）。</u></p>	<p>第23節 土砂災害等の災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>6 土砂災害警戒区域等の対策</p> <p>市内には土砂災害警戒区域が <u>226</u> 箇所（土石流：85 箇所、急傾斜地崩壊：<u>133</u> 箇所、地滑り：8 箇所）指定されている（令和 <u>2</u> 年 <u>2</u> 月 <u>29</u> 日時点）。</p>	<p>市の現況に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第27節 河川施設・ため池等災害予防計画</p> <p>4 ため池災害予防</p> <p>(1) ため池データベースの整備</p> <p>市は、<u>施設の状況について適時確認するとともに</u>、ため池の諸元、改修履歴等について明記した「ため池データベース」の変更が生じた場合は県に報告する。</p>	<p>第27節 河川施設・ため池等災害予防計画</p> <p>4 ため池災害予防</p> <p>(1) ため池カルテの整備</p> <p>市は、ため池の諸元、改修履歴等について明記した「ため池カルテ」<u>を整備し、施設の状況について適時確認するとともに</u>、変更が生じた場合は県に報告する。</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>

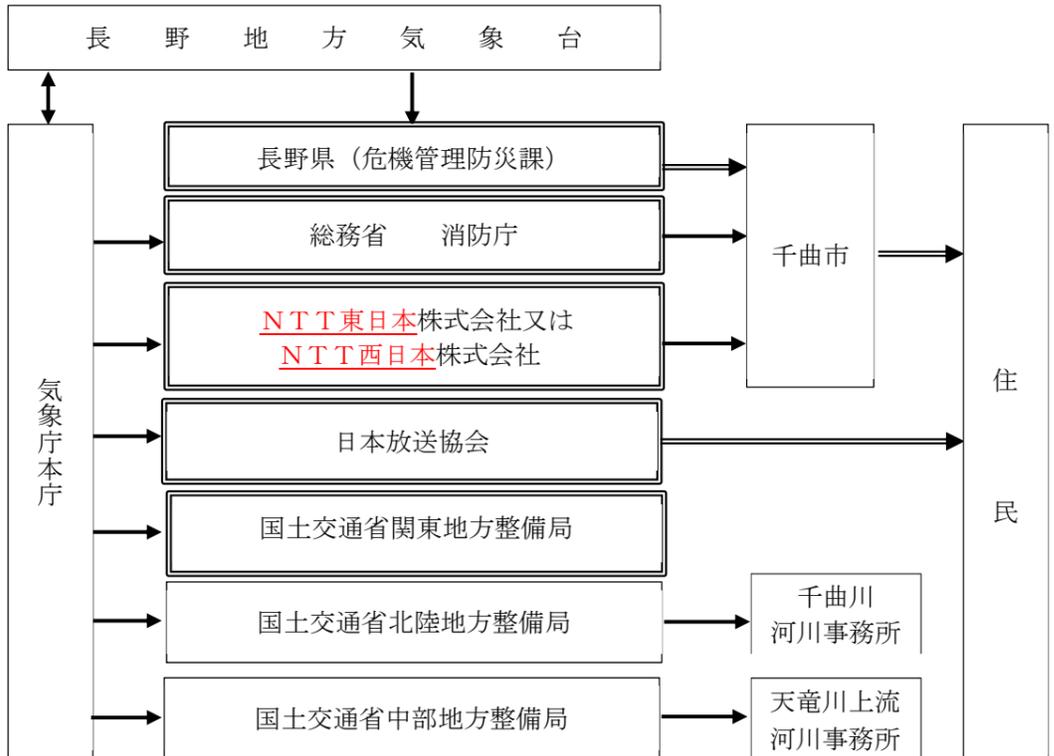
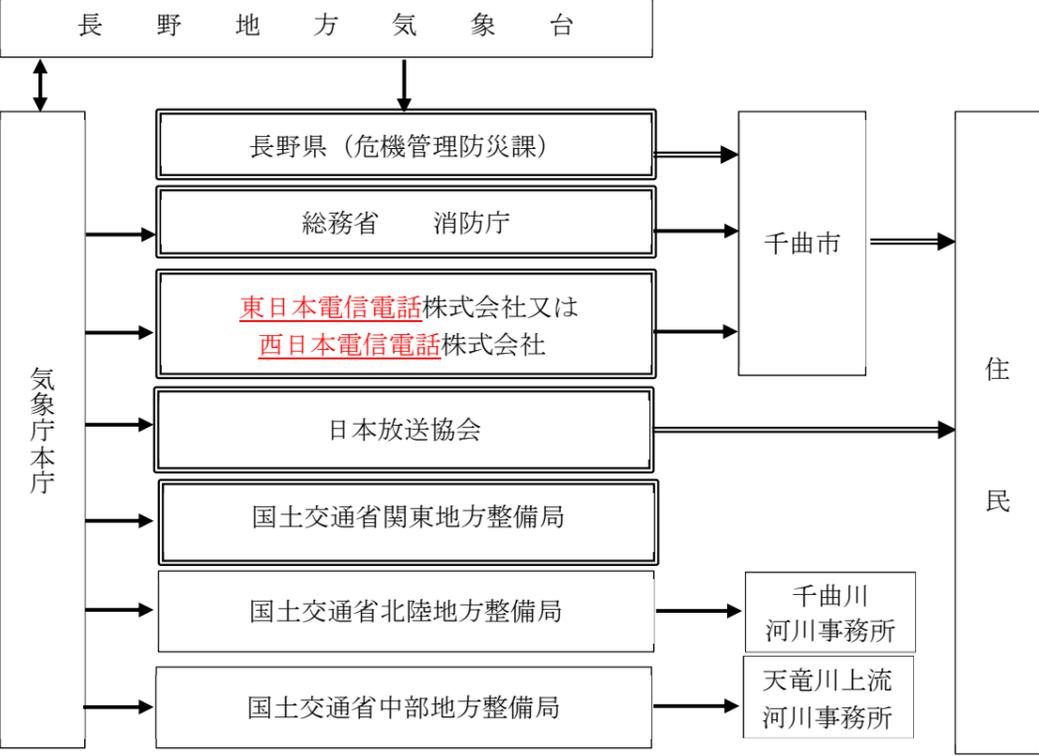
新	旧	修正理由・備考
<p>第29節 二次災害の予防計画  第3 計画の内容  2 危険物施設等に係る二次災害予防対策  (1) 消防本部が実施する危険物関係の計画  ア 危険物事業所の管理責任者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施  イ 立入検査の実施等指導の強化  ウ 防災応急対策用資機（器）材等の整備についての指導  エ 自衛消防組織の強化についての指導  オ 近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進等の指導</p> <p>(2) 関係機関（危険物取扱事業所）が実施する危険物関係の計画  ア 危険物事業所の管理責任者、危険物取扱者、危険物施設保安員等の研修会等への積極的参加  イ 防災応急対策用資機（器）材等の整備  ウ 自衛消防組織の強化促進  エ 近隣の危険物取扱事業所との相互応援体制の促進</p>	<p>第29節 二次災害の予防計画  第3 計画の内容  2 危険物施設等に係る二次災害予防対策  (1) 消防本部が実施する危険物関係の計画  ア 危険物事業所の管理責任者、<u>防火管理者</u>、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施  イ 立入検査の実施等指導の強化  ウ 防災応急対策用資機（器）材等の整備についての指導  エ 自衛消防組織の強化についての指導  オ 近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進等の指導</p> <p>(2) 関係機関（危険物取扱事業所）が実施する危険物関係の計画  ア 危険物事業所の管理責任者、<u>防火管理者</u>、危険物取扱者、危険物施設保安員等の研修会等への積極的参加  イ 防災応急対策用資機（器）材等の整備  ウ 自衛消防組織の強化促進  エ 近隣の危険物取扱事業所との相互応援体制の促進</p>	<p>消防本部の指摘に基づき修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第30節 防災知識普及計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>「自らの命は自らが守る」が防災の基本であり、市、県及び防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、食料・飲料水の備蓄等市民が平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。</p> <p>また、広域かつ甚大な被害が予想される災害に対処するためには、市民、企業、自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。</p> <p>このため、市、県及び指定行政機関等は、災害文化の伝承や、体系的な教育により市民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い市民を育成し、地域の総合的な防災力の向上に努める。その際には、女性の参画の促進に努める。</p> <p><u>なお、啓発活動を行う際には、女性、性的マイノリティのほか、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の性別によるニーズの違い等に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いにも配慮するよう努める。</u></p> <p>(中略)</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>エ 各種キャンペーンの活用</p> <p>防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、<u>火山防災の日</u>、雪崩防止週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止・大規模広域避難等に関する総合的な知識の普及に努める。また、市民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え、マイタイムラインの作成方法等について、普及啓発を図る。</p>	<p>第30節 防災知識普及計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>「自らの命は自らが守る」が防災の基本であり、市、県及び防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、食料・飲料水の備蓄等市民が平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。</p> <p>また、広域かつ甚大な被害が予想される災害に対処するためには、市民、企業、自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。</p> <p>このため、市、県及び指定行政機関等は、災害文化の伝承や、体系的な教育により市民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い市民を育成し、地域の総合的な防災力の向上に努める。その際には、女性の参画の促進に努める。</p> <p>(中略)</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>エ 各種キャンペーンの活用</p> <p>防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩防止週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止・大規模広域避難等に関する総合的な知識の普及に努める。また、市民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え、マイタイムラインの作成方法等について、普及啓発を図る。</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第3 1 節 防災訓練計画 第1 基本方針</p> <p>災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、災害時に適切な行動を<u>とれるよう、過去の災害から得られた教訓に学ぶことが必要である。</u></p> <p>そこで、<u>その教訓を学び</u>、災害時の具体的な状況を想定した、日頃からの訓練が重要である。</p> <p>発災時の状況を想定した訓練は、市民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び市民との協力体制の確立等の効果も期待できる。</p> <p>市、県、防災関係機関は、災害時における行動の確認、関係機関及び市民、企業等との連携体制の強化を目的として各種の災害を想定した防災訓練を実施する。なお、女性の参画の促進に努める。</p> <p><u>また、防災訓練を実施する際には、女性、性的マイノリティのほか、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の性別によるニーズの違い等に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いにも配慮するよう努める。</u></p> <p>第3 計画の内容 2 実践的な訓練の実施と事後評価 (1) 実践的な訓練の実施 エ 感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するよう努める。</p>	<p>第3 1 節 防災訓練計画 第1 基本方針</p> <p>災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、災害時に適切な行動を<u>行うことが必要であるが、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。</u></p> <p>そこで、災害時の具体的な状況を想定した、日頃からの訓練が重要である。</p> <p>発災時の状況を想定した訓練は、市民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び市民との協力体制の確立等の効果も期待できる。</p> <p>市、県、防災関係機関は、災害時における行動の確認、関係機関及び市民、企業等との連携体制の強化を目的として各種の災害を想定した防災訓練を実施する。なお、女性の参画の促進に努める。</p> <p>第3 計画の内容 2 実践的な訓練の実施と事後評価 (1) 実践的な訓練の実施 エ <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するよう努める。</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第3 5節 防災対策に関する財政措置計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 財政調整基金の積立</p> <p>災害時に備え、財政調整基金の維持、運営を図る。</p>	<p>第3 5節 防災対策に関する財政措置計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 財政基金の積立</p> <p>災害時に備え、財政調整基金の維持、運営を図る。</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第37節 企業防災に関する計画</p> <p style="text-align: right;"><u>商工課</u></p>	<p>第37節 企業防災に関する計画</p> <p style="text-align: right;"><u>産業振興課</u></p>	<p>市の現況に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第2章 災害応急対策計画 第1節 災害直前活動 第3 活動の内容 2 気象に関する情報等の伝達活動 (3)気象に関する情報等の種類及び発表基準 ア 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報等 大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、千曲市に現象の危険度と雨量、風速等の予測値が時間帯ごとに示されて発表される。長野地方気象台では、気象特性に基づき79の区域に分けて発表している。 <u>なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(4)気象に関する情報等の伝達系統</p> <p style="text-align: center;"><b>気象に関する情報等伝達系統図</b></p> 	<p>第2章 災害応急対策計画 第1節 災害直前活動 第3 活動の内容 2 気象に関する情報等の伝達活動 (3)気象に関する情報等の種類及び発表基準 ア 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報等 大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、千曲市に現象の危険度と雨量、風速等の予測値が時間帯ごとに示されて発表される。長野地方気象台では、気象特性に基づき79の区域に分けて発表している。 <u>なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(4)気象に関する情報等の伝達系統</p> <p style="text-align: center;"><b>気象に関する情報等伝達系統図</b></p> 	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>(中略)</p> <p>(4) 気象に関する情報等の伝達系統</p> <p>イ 水防警報 (国土交通大臣が行うもの)</p> <p>凡 例</p> <p>→ 電話、FAX、口頭等</p> <p>→ <u>電子メール</u></p> <p>ウ 洪水予報 (国土交通省、気象庁共同で行うもの)</p> <p>凡 例</p> <p>→ オンライン、電話、FAX、口頭等</p> <p>→ <u>電子メール</u></p> <p>エ 水防警報 (県知事が行うもの)</p> <p>凡 例</p> <p>→ 電話、FAX、口頭等</p> <p>→ <u>電子メール</u></p>	<p>(中略)</p> <p>(4) 気象に関する情報等の伝達系統</p> <p>イ 水防警報 (国土交通大臣が行うもの)</p> <p>凡 例</p> <p>→ 電話、FAX、口頭等</p> <p>→ <u>長野県防災行政無線(FAX)</u></p> <p>ウ 洪水予報 (国土交通省、気象庁共同で行うもの)</p> <p>凡 例</p> <p>→ オンライン、電話、FAX、口頭等</p> <p>→ <u>長野県防災行政無線(FAX)</u></p> <p>エ 水防警報 (県知事が行うもの)</p> <p>凡 例</p> <p>→ 電話、FAX、口頭等</p> <p>→ <u>長野県防災行政無線(FAX)</u></p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考																																																																																	
<p>オ 洪水予報（長野県、気象庁共同で行うもの）</p> <p>カ 水位到達情報（県知事が行うもの）</p> <p>(中略)</p>	<p>オ 洪水予報（長野県、気象庁共同で行うもの）</p> <p>カ 水位到達情報（県知事が行うもの）</p> <p>(中略)</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>																																																																																	
<p>(6) 気象警報・注意報等の発表（発令）及び解除</p> <p>気象警報・注意報等を発表（発令）及び解除する機関は次のとおりとする。なお、注意報及び警報はその種類にかかわらず、新たな注意報又は警報の発表が行われたときには、自動的にきりかえられる。ただし、竜巻注意情報の有効期限は発表から約1時間である。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>警報等の種類</th> <th>発表（発令）機関名</th> <th>対象区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象注意報 気象警報</td> <td>長野地方気象台</td> <td>県全域あるいは一部</td> </tr> <tr> <td>千曲川洪水予報 洪水注意報 洪水警報</td> <td>千曲川河川事務所 長野地方気象台</td> <td>国土交通大臣が指定した河川（「洪水予報指定河川」という）</td> </tr> <tr> <td>沢山川に対する 避難判断水位到達情報 氾濫危険水位到達情報</td> <td>千曲建設事務所</td> <td>知事が指定した河川（水位周知河川）</td> </tr> <tr> <td>水防警報</td> <td>千曲川河川事務所 千曲建設事務所</td> <td>国土交通大臣が指定した河川 知事が指定した河川</td> </tr> <tr> <td>火災気象通報</td> <td>長野地方気象台</td> <td>県全域あるいは一部</td> </tr> <tr> <td>火災警報</td> <td>市長</td> <td>市全域</td> </tr> <tr> <td>林野火災注意報 林野火災警報</td> <td>消防組合管理者</td> <td>指定した区域</td> </tr> <tr> <td>土砂災害警戒情報</td> <td>長野地方気象台、長野県</td> <td>県全域あるいは一部</td> </tr> <tr> <td>記録的短時間大雨情報</td> <td>気象庁</td> <td>県全域あるいは一部</td> </tr> <tr> <td>竜巻注意情報</td> <td>気象庁</td> <td>県全域あるいは一部</td> </tr> <tr> <td>全般気象情報</td> <td>気象庁</td> <td>全国</td> </tr> <tr> <td>関東甲信地方気象情報</td> <td>気象庁</td> <td>関東甲信地方</td> </tr> <tr> <td>長野県気象情報</td> <td>長野地方気象台</td> <td>長野県</td> </tr> </tbody> </table>	警報等の種類	発表（発令）機関名	対象区域	気象注意報 気象警報	長野地方気象台	県全域あるいは一部	千曲川洪水予報 洪水注意報 洪水警報	千曲川河川事務所 長野地方気象台	国土交通大臣が指定した河川（「洪水予報指定河川」という）	沢山川に対する 避難判断水位到達情報 氾濫危険水位到達情報	千曲建設事務所	知事が指定した河川（水位周知河川）	水防警報	千曲川河川事務所 千曲建設事務所	国土交通大臣が指定した河川 知事が指定した河川	火災気象通報	長野地方気象台	県全域あるいは一部	火災警報	市長	市全域	林野火災注意報 林野火災警報	消防組合管理者	指定した区域	土砂災害警戒情報	長野地方気象台、長野県	県全域あるいは一部	記録的短時間大雨情報	気象庁	県全域あるいは一部	竜巻注意情報	気象庁	県全域あるいは一部	全般気象情報	気象庁	全国	関東甲信地方気象情報	気象庁	関東甲信地方	長野県気象情報	長野地方気象台	長野県	<p>(6) 気象警報・注意報等の発表及び解除</p> <p>気象警報・注意報等を発表及び解除する機関は次のとおりとする。なお、注意報及び警報はその種類にかかわらず、新たな注意報又は警報の発表が行われたときには、自動的にきりかえられる。ただし、竜巻注意情報の有効期限は発表から約1時間である。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>警報等の種類</th> <th>発表機関名</th> <th>対象区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象注意報 気象警報</td> <td>長野地方気象台</td> <td>県全域あるいは一部</td> </tr> <tr> <td>千曲川洪水予報 洪水注意報 洪水警報</td> <td>千曲川河川事務所 長野地方気象台</td> <td>国土交通大臣が指定した河川（「洪水予報指定河川」という）</td> </tr> <tr> <td>沢山川に対する 避難判断水位到達情報 氾濫危険水位到達情報</td> <td>千曲建設事務所</td> <td>知事が指定した河川（水位周知河川）</td> </tr> <tr> <td>水防警報</td> <td>千曲川河川事務所 千曲建設事務所</td> <td>国土交通大臣が指定した河川 知事が指定した河川</td> </tr> <tr> <td>火災気象通報</td> <td>長野地方気象台</td> <td>県全域あるいは一部</td> </tr> <tr> <td>火災警報</td> <td>消防長</td> <td>市全域</td> </tr> <tr> <td>土砂災害警戒情報</td> <td>長野地方気象台、長野県</td> <td>県全域あるいは一部</td> </tr> <tr> <td>記録的短時間大雨情報</td> <td>気象庁</td> <td>県全域あるいは一部</td> </tr> <tr> <td>竜巻注意情報</td> <td>気象庁</td> <td>県全域あるいは一部</td> </tr> <tr> <td>全般気象情報</td> <td>気象庁</td> <td>全国</td> </tr> <tr> <td>関東甲信地方気象情報</td> <td>気象庁</td> <td>関東甲信地方</td> </tr> <tr> <td>長野県気象情報</td> <td>長野地方気象台</td> <td>長野県</td> </tr> </tbody> </table>	警報等の種類	発表機関名	対象区域	気象注意報 気象警報	長野地方気象台	県全域あるいは一部	千曲川洪水予報 洪水注意報 洪水警報	千曲川河川事務所 長野地方気象台	国土交通大臣が指定した河川（「洪水予報指定河川」という）	沢山川に対する 避難判断水位到達情報 氾濫危険水位到達情報	千曲建設事務所	知事が指定した河川（水位周知河川）	水防警報	千曲川河川事務所 千曲建設事務所	国土交通大臣が指定した河川 知事が指定した河川	火災気象通報	長野地方気象台	県全域あるいは一部	火災警報	消防長	市全域	土砂災害警戒情報	長野地方気象台、長野県	県全域あるいは一部	記録的短時間大雨情報	気象庁	県全域あるいは一部	竜巻注意情報	気象庁	県全域あるいは一部	全般気象情報	気象庁	全国	関東甲信地方気象情報	気象庁	関東甲信地方	長野県気象情報	長野地方気象台	長野県	
警報等の種類	発表（発令）機関名	対象区域																																																																																	
気象注意報 気象警報	長野地方気象台	県全域あるいは一部																																																																																	
千曲川洪水予報 洪水注意報 洪水警報	千曲川河川事務所 長野地方気象台	国土交通大臣が指定した河川（「洪水予報指定河川」という）																																																																																	
沢山川に対する 避難判断水位到達情報 氾濫危険水位到達情報	千曲建設事務所	知事が指定した河川（水位周知河川）																																																																																	
水防警報	千曲川河川事務所 千曲建設事務所	国土交通大臣が指定した河川 知事が指定した河川																																																																																	
火災気象通報	長野地方気象台	県全域あるいは一部																																																																																	
火災警報	市長	市全域																																																																																	
林野火災注意報 林野火災警報	消防組合管理者	指定した区域																																																																																	
土砂災害警戒情報	長野地方気象台、長野県	県全域あるいは一部																																																																																	
記録的短時間大雨情報	気象庁	県全域あるいは一部																																																																																	
竜巻注意情報	気象庁	県全域あるいは一部																																																																																	
全般気象情報	気象庁	全国																																																																																	
関東甲信地方気象情報	気象庁	関東甲信地方																																																																																	
長野県気象情報	長野地方気象台	長野県																																																																																	
警報等の種類	発表機関名	対象区域																																																																																	
気象注意報 気象警報	長野地方気象台	県全域あるいは一部																																																																																	
千曲川洪水予報 洪水注意報 洪水警報	千曲川河川事務所 長野地方気象台	国土交通大臣が指定した河川（「洪水予報指定河川」という）																																																																																	
沢山川に対する 避難判断水位到達情報 氾濫危険水位到達情報	千曲建設事務所	知事が指定した河川（水位周知河川）																																																																																	
水防警報	千曲川河川事務所 千曲建設事務所	国土交通大臣が指定した河川 知事が指定した河川																																																																																	
火災気象通報	長野地方気象台	県全域あるいは一部																																																																																	
火災警報	消防長	市全域																																																																																	
土砂災害警戒情報	長野地方気象台、長野県	県全域あるいは一部																																																																																	
記録的短時間大雨情報	気象庁	県全域あるいは一部																																																																																	
竜巻注意情報	気象庁	県全域あるいは一部																																																																																	
全般気象情報	気象庁	全国																																																																																	
関東甲信地方気象情報	気象庁	関東甲信地方																																																																																	
長野県気象情報	長野地方気象台	長野県																																																																																	

新	旧	修正理由・備考
<p>3 市民の避難誘導対策</p> <p>(1) 市が実施する対策</p> <p>エ 開設避難所情報の周知</p> <p>避難所の開設状況について、ホームページやSNS・千曲市メール配信サービス等の多様な手段を活用して周知するよう努めるとともに、特定の避難所に避難者が集中したり、収容人数を超えることを防いで避難の円滑化に努める。</p>	<p>3 市民の避難誘導対策</p> <p>(1) 市が実施する対策</p> <p>エ 開設避難所情報の周知</p> <p>避難所の開設状況について、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるとともに、特定の避難所に避難者が集中したり、収容人数を超えることを防いで避難の円滑化に努める。</p>	<p>市の現況に合わせて修正</p>

新				旧				修正理由・備考
第2節 災害情報の収集・連絡活動				第2節 災害情報の収集・連絡活動				市の現況に合わせて修正
第2 実施計画				第2 実施計画				
1 被害状況の調査及び報告体制				1 被害状況の調査及び報告体制				
(3) 被害状況等の調査				(3) 被害状況等の調査				
ア 調査の分担及び報告先				ア 調査の分担及び報告先				
調査事項	担当課	協力機関	報告先	調査事項	担当課	協力機関	報告先	
概況速報、人的被害 避難指示等避難状況	危機管理防災課		長野地域振興局 総務管理（・環境）課	概況速報、人的被害 避難指示等避難状況	危機管理防災課		長野地域振興局 総務管理（・環境）課	
住家の被害	税務課		長野地域振興局 総務管理（・環境）課	住家の被害	税務課		長野地域振興局 総務管理（・環境）課	
社会福祉施設被害	福祉課 高齢福祉課 こども未来課 保育課		長野保健福祉事務所福祉課	社会福祉施設被害	福祉課 高齢福祉課 こども未来課 保育課		長野保健福祉事務所福祉課	
農・畜・水産業被害 農業用施設被害	農林課	長野農業農村支援センター 水産試験場 ながの農業協同組合 長野家畜保健衛生所	長野地域振興局 農地整備課	農・畜・水産業被害 農業用施設被害	農林課	長野農業農村支援センター 水産試験場 ながの農業協同組合 長野家畜保健衛生所	長野地域振興局 農地整備課	
農地被害	農林課	土地改良区	長野地域振興局 農地整備課	農地被害	農林課	土地改良区	長野地域振興局 農地整備課	
林業関係被害	農林課	長野森林組合更埴支所 北信森林管理署	長野地域振興局 林務課	林業関係被害	農林課	長野森林組合更埴支所 北信森林管理署	長野地域振興局 林務課	
公共土木施設被害	道路河川課	千曲川河川事務所	千曲建設事務所	公共土木施設被害	道路河川課	千曲川河川事務所	千曲建設事務所	
土砂災害等による被害	道路河川課		千曲建設事務所	土砂災害等による被害	道路河川課		千曲建設事務所	
都市施設被害	都市計画課		千曲建設事務所	都市施設被害	都市計画課		千曲建設事務所	
水道施設被害	上下水道課	長野県企業局 川中島水道管理事務所 上田水道管理事務所	長野地域振興局環境 ・廃棄物対策課	水道施設被害	上下水道課	長野県企業局 川中島水道管理事務所 上田水道管理事務所	長野地域振興局環境 ・廃棄物対策課	
下水道施設等被害	上下水道課	長野県下水道公社 千曲川流域下水道事務所 上流処理区終末処理場 千曲衛生施設組合 千曲市清掃組合	千曲建設事務所 長野地域振興局 農地整備課 千曲川流域下水道事務所	下水道施設等被害	上下水道課	長野県下水道公社 千曲川流域下水道事務所 上流処理区終末処理場 千曲衛生施設組合 千曲市清掃組合	千曲建設事務所 長野地域振興局 農地整備課 千曲川流域下水道事務所	
廃棄物処理施設被害	環境課	長野広域連合、葛尾組合 千曲衛生施設組合	長野地域振興局環境 ・廃棄物対策課	廃棄物処理施設被害	環境課	長野広域連合、葛尾組合 千曲衛生施設組合	長野地域振興局環境 ・廃棄物対策課	
感染症関係被害	健康推進課		長野保健福祉事務所 健康づくり支援課	感染症関係被害	健康推進課		長野保健福祉事務所 健康づくり支援課	
医療施設被害	健康推進課		長野保健福祉事務所総務課	医療施設被害	健康推進課		長野保健福祉事務所総務課	
商工関係被害	商工課	千曲商工会議所 戸倉上山田商工会	長野地域振興局 商工観光課	商工関係被害	産業振興課	千曲商工会議所 戸倉上山田商工会	長野地域振興局 商工観光課	
観光施設被害	観光課	信州千曲観光局	長野地域振興局 商工観光課	観光施設被害	観光課	信州千曲観光局	長野地域振興局 商工観光課	
教育関係被害	教育総務課		北信教育事務所	教育関係被害	教育総務課		北信教育事務所	
文化財被害	歴史文化財センター		県民文化部	文化財被害	歴史文化財センター		北信教育事務所	
市有財産被害	管財契約課		長野地域振興局総務管理（・環境）課	市有財産被害	管財契約課		長野地域振興局総務管理（・環境）課	
火災即報	消防本部		長野地域振興局総務管理（・環境）課 県危機管理部	火災即報	消防本部		長野地域振興局総務管理（・環境）課 県危機管理部	
火災即報（危険物に係る事故）	消防本部		県危機管理部	火災即報（危険物に係る事故）	消防本部		県危機管理部	

新						旧						修正理由・備考
第3節 非常参集職員の活動 第3 活動の内容 1 職員の配備体制 (1) 配備体制の基準						第3節 非常参集職員の活動 第3 活動の内容 1 職員の配備体制 (1) 配備体制の基準						
配備人員の基準						配備人員の基準						
部	課	準1号配備 (準備)	1号配備 (警戒) 警戒本部	2号配備 (即応) 対策本部	3号配備 (非常) 対策本部	部	課	準1号配備 (準備)	1号配備 (警戒) 警戒本部	2号配備 (即応) 対策本部	3号配備 (非常) 対策本部	
総務部	危機管理防災課	◎	◎	◎	◎	総務部	危機管理防災課	◎	◎	◎	◎	
	総務課	△	◎	◎	◎		総務課	△	◎	◎	◎	
	秘書広報課	○	○	◎	◎		秘書広報課	○	○	◎	◎	
	財政課		○	◎	◎		財政課		○	◎	◎	
	税務課		○	◎	◎		税務課		○	◎	◎	
	債権管理課		○	◎	◎		債権管理課		○	◎	◎	
	会計課				◎		行政マネジメント室	○	○	◎	◎	
企画政策部	選挙・公平・監査事務局				◎	選挙・公平・監査事務局				◎		
	総合政策課			○	◎	総合政策課			○	◎		
	管財契約課			○	◎	管財契約課			○	◎		
	情報政策課		○	◎	◎	情報政策課		○	◎	◎		
市民環境部	公民共創推進室		△	◎	◎	公民共創推進室		△	◎	◎		
	市民生活課		△	○	◎	市民生活課		△	○	◎		
	市民課		△	○	◎	市民課		△	○	◎		
健康福祉部	上山田戸倉出張所		△		◎	上山田戸倉出張所		△		◎		
	環境課		(○)	○	◎	環境課		(○)	○	◎		
	福祉課		○	◎	◎	福祉課		○	◎	◎		
経済部	高齢福祉課		○	◎	◎	高齢福祉課		○	◎	◎		
	健康推進課		(○)	◎	◎	健康推進課		(○)	◎	◎		
	商工課		◎	◎	◎	人権・男女共同参画課		△	○	◎		
文化観光スポーツ部	農林課	○	◎	◎	◎	こども未来課		△	◎	◎		
	農業委員会事務局		○	◎	◎	保育課		△	◎	◎		
	ふるさと振興課		○	◎	◎	保育園		△	◎	◎		
建設部	観光課	△	△	○	◎	農林課	○	◎	◎	◎		
	文化課			○	◎	農業委員会事務局		○	◎	◎		
	歴史文化財センター			◎	◎	観光課	△	△	○	◎		
	スポーツ課		◎	◎	◎	ふるさと振興課			○	◎		
	国スポ・全障スポ推進室		△	◎	◎	産業振興課		◎	◎	◎		
子ども・教育部	道路河川課	○	◎	◎	◎	日本遺産推進室			○	◎		
	建築課	○	◎	◎	◎	道路河川課	○	◎	◎	◎		
	都市計画課		◎	◎	◎	建築課	○	◎	◎	◎		
議会事務局	上下水道課		◎	◎	◎	都市計画課		◎	◎	◎		
	教育総務課		○	◎	◎	上下水道課		◎	◎	◎		
	第1学校給食センター			○	◎	教育総務課		○	◎	◎		
	第2学校給食センター			○	◎	第1学校給食センター			○	◎		
	生涯学習課		○	◎	◎	第2学校給食センター			○	◎		
	公民館・図書館・創造館			○	◎	生涯学習課		○	◎	◎		
	人権・男女共同参画課		△	○	◎	公民館・図書館・創造館			○	◎		
こども未来課		△	◎	◎	歴史文化財センター		△	◎	◎			
消防本部	保育課		△	○	◎	スポーツ振興課		◎	◎	◎		
	保育園		△	○	◎	文化課			○	◎		
	議会事務局		(○)	◎	◎	議会事務局		(○)	◎	◎		
消防本部	総務課・警防課・予防課			◎	◎	総務課・警防課・予防課			◎	◎		
	更埴消防署			◎	◎	更埴消防署			◎	◎		
	戸倉上山田消防署			◎	◎	戸倉上山田消防署			◎	◎		

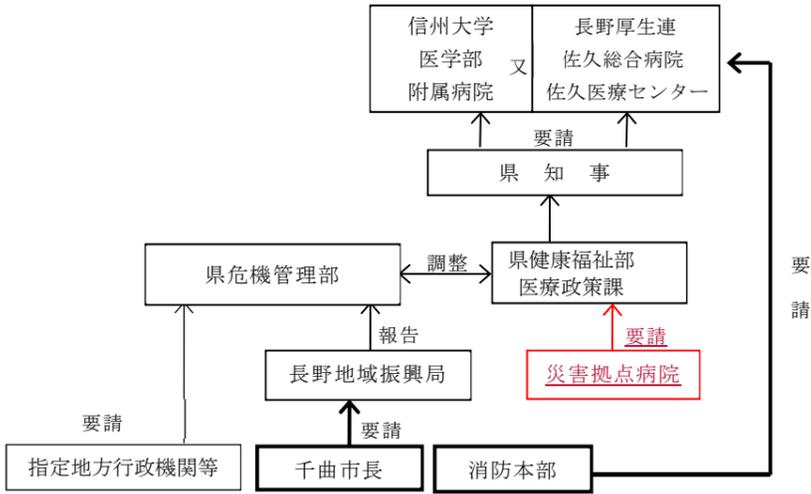
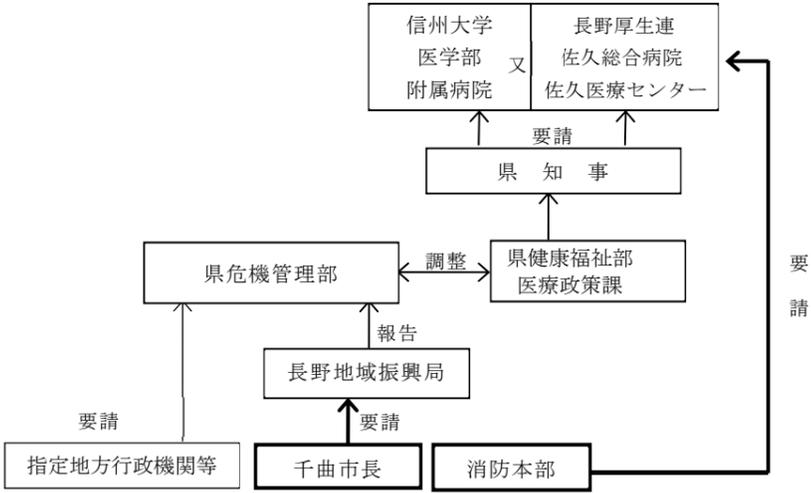
市の現況に合わせて修正

◎ : 全職員、 ○ : 係長以上、 ( ) : 該当する係長以上、 △ : 課長以上

◎ : 全職員、 ○ : 係長以上、 ( ) : 該当する係長以上、 △ : 課長以上

新	旧	修正理由・備考																
<p>3 災害警戒本部の設置</p> <p>(2) 災害警戒本部の組織</p> <p>災害警戒本部の組織は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="252 399 1299 579"> <tr> <td>本部長</td> <td>副市長</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>総務部長、企画政策部長、市民環境部長、健康福祉部長、経済部長、<u>文化観光スポーツ部長</u>、建設部長、<u>こども・教育</u>部長、その他担当部長、議会事務局長、消防長</td> </tr> </table> <p>5 災害対策本部の組織</p> <p>(3) 本部員</p> <p>本部員は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="228 825 1294 1140"> <tr> <td>統括者等となる本部員</td> <td>総務部長、企画政策部長、市民環境部長、健康福祉部長、経済部長、<u>文化観光スポーツ部長</u>、建設部長、<u>こども・教育</u>部長、その他担当部長、議会事務局長、消防長</td> </tr> <tr> <td>室長・部長等となる本部員</td> <td>千曲市組織規則第2条及び千曲市教育委員会組織規則第2条に規定する課等の長、選挙・公平・監査事務局長、会計管理者、農業委員会事務局長、議会事務局次長、消防本部総務課長、消防本部警防課長、消防本部予防課長、戸倉上山田消防署長、更埴消防署長</td> </tr> </table>	本部長	副市長	本部員	総務部長、企画政策部長、市民環境部長、健康福祉部長、経済部長、 <u>文化観光スポーツ部長</u> 、建設部長、 <u>こども・教育</u> 部長、その他担当部長、議会事務局長、消防長	統括者等となる本部員	総務部長、企画政策部長、市民環境部長、健康福祉部長、経済部長、 <u>文化観光スポーツ部長</u> 、建設部長、 <u>こども・教育</u> 部長、その他担当部長、議会事務局長、消防長	室長・部長等となる本部員	千曲市組織規則第2条及び千曲市教育委員会組織規則第2条に規定する課等の長、選挙・公平・監査事務局長、会計管理者、農業委員会事務局長、議会事務局次長、消防本部総務課長、消防本部警防課長、消防本部予防課長、戸倉上山田消防署長、更埴消防署長	<p>3 災害警戒本部の設置</p> <p>(2) 災害警戒本部の組織</p> <p>災害警戒本部の組織は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1439 399 2487 535"> <tr> <td>本部長</td> <td>副市長</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>総務部長、企画政策部長、市民環境部長、健康福祉部長、経済部長、<u>次世代支援部長</u>、建設部長、教育部長、その他担当部長、議会事務局長、消防長</td> </tr> </table> <p>5 災害対策本部の組織</p> <p>(3) 本部員</p> <p>本部員は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1415 825 2478 1140"> <tr> <td>統括者等となる本部員</td> <td>総務部長、企画政策部長、市民環境部長、健康福祉部長、経済部長、<u>次世代支援部長</u>、建設部長、教育部長、その他担当部長、議会事務局長、消防長</td> </tr> <tr> <td>室長・部長等となる本部員</td> <td>千曲市組織規則第2条及び千曲市教育委員会組織規則第2条に規定する課等の長、選挙・公平・監査事務局長、会計管理者、農業委員会事務局長、議会事務局次長、消防本部総務課長、消防本部警防課長、消防本部予防課長、戸倉上山田消防署長、更埴消防署長</td> </tr> </table>	本部長	副市長	本部員	総務部長、企画政策部長、市民環境部長、健康福祉部長、経済部長、 <u>次世代支援部長</u> 、建設部長、教育部長、その他担当部長、議会事務局長、消防長	統括者等となる本部員	総務部長、企画政策部長、市民環境部長、健康福祉部長、経済部長、 <u>次世代支援部長</u> 、建設部長、教育部長、その他担当部長、議会事務局長、消防長	室長・部長等となる本部員	千曲市組織規則第2条及び千曲市教育委員会組織規則第2条に規定する課等の長、選挙・公平・監査事務局長、会計管理者、農業委員会事務局長、議会事務局次長、消防本部総務課長、消防本部警防課長、消防本部予防課長、戸倉上山田消防署長、更埴消防署長	<p>市の現況に合わせて修正</p>
本部長	副市長																	
本部員	総務部長、企画政策部長、市民環境部長、健康福祉部長、経済部長、 <u>文化観光スポーツ部長</u> 、建設部長、 <u>こども・教育</u> 部長、その他担当部長、議会事務局長、消防長																	
統括者等となる本部員	総務部長、企画政策部長、市民環境部長、健康福祉部長、経済部長、 <u>文化観光スポーツ部長</u> 、建設部長、 <u>こども・教育</u> 部長、その他担当部長、議会事務局長、消防長																	
室長・部長等となる本部員	千曲市組織規則第2条及び千曲市教育委員会組織規則第2条に規定する課等の長、選挙・公平・監査事務局長、会計管理者、農業委員会事務局長、議会事務局次長、消防本部総務課長、消防本部警防課長、消防本部予防課長、戸倉上山田消防署長、更埴消防署長																	
本部長	副市長																	
本部員	総務部長、企画政策部長、市民環境部長、健康福祉部長、経済部長、 <u>次世代支援部長</u> 、建設部長、教育部長、その他担当部長、議会事務局長、消防長																	
統括者等となる本部員	総務部長、企画政策部長、市民環境部長、健康福祉部長、経済部長、 <u>次世代支援部長</u> 、建設部長、教育部長、その他担当部長、議会事務局長、消防長																	
室長・部長等となる本部員	千曲市組織規則第2条及び千曲市教育委員会組織規則第2条に規定する課等の長、選挙・公平・監査事務局長、会計管理者、農業委員会事務局長、議会事務局次長、消防本部総務課長、消防本部警防課長、消防本部予防課長、戸倉上山田消防署長、更埴消防署長																	

新	旧	修正理由・備考
<p>第4節 広域相互応援活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>3 応援受入体制の整備</p> <p><u>(3) 応援職員が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮する。</u></p> <p>4 応援派遣体制の整備</p> <p>(1) 情報収集及び応援体制の確立</p> <p>市は、他の市町村において、災害等の発生を覚知したときは、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災市町村から要請を受けた場合は、直ちに出勤する。 <u>また、県及び他市町村と一体となつて的確な支援を行う。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(5) 長野県合同災害支援チームによる支援活動</p> <p>「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定書」に基づき、支援を行う。</p> <p>ア 被災県等への職員の派遣・物資の提供</p> <p>イ 避難所・応急仮設住宅等の提供による避難者の受入れ</p> <p>ウ 医療機関での傷病者の受入れ</p> <p>エ その他被災県等との協議の中で必要と認めた支援</p>	<p>第4節 広域相互応援活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>3 応援受入体制の整備</p> <p>(新設)</p> <p>4 応援派遣体制の整備</p> <p>(1) 情報収集及び応援体制の確立</p> <p>市は、他の市町村において、災害等の発生を覚知したときは、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災市町村から要請を受けた場合は、直ちに出勤する。</p> <p>(中略)</p> <p>(5) 長野県合同災害支援チームによる支援活動</p> <p><u>長野県外で大規模な災害が発生した場合</u>、「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定書」に基づき、<u>被災した県外地方自治体に対し、県と市は一体となつて以下の支援を行う。</u></p> <p>ア 被災県等への職員の派遣・物資の提供</p> <p>イ 避難所・応急仮設住宅等の提供による避難者の受入れ</p> <p>ウ 医療機関での傷病者の受入れ</p> <p>エ その他被災県等との協議の中で必要と認めた支援</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考																																																																																																														
<p>第5節 ヘリコプターの運用計画</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>(4) ヘリコプターの種別及び活動内容 消防防災ヘリコプターの他、必要に応じて次のヘリコプターを要請する。</p> <table border="1" data-bbox="210 468 1308 861"> <thead> <tr> <th>機 種</th> <th>機 種</th> <th>定員</th> <th>救助ホイスト</th> <th>消火装置</th> <th>物資吊下</th> <th>映像伝送</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防防災ヘリコプター</td> <td>ベル 412EPI</td> <td>15</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">県警ヘリコプター</td> <td>レオナルド AW139</td> <td>14</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>レオナルド AW139</td> <td>14</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>広域航空消防応援等ヘリコプター</td> <td>各 種</td> <td>各種</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>自衛隊ヘリコプター</td> <td>各 種</td> <td>各種</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>海上保安庁ヘリコプター</td> <td>各 種</td> <td>各種</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>信州ドクターヘリ</td> <td>各 種</td> <td>6</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) ヘリコプター要請手続き ヘリコプター要請の流れは以下のとおりである。 カ ドクターヘリ</p>  <pre> graph TD     A[指定地方行政機関等] -- 要請 --&gt; B[長野地域振興局]     C[千曲市長] -- 要請 --&gt; B     D[消防本部] -- 要請 --&gt; B     B -- 報告 --&gt; E[県危機管理部]     E -- 調整 --&gt; F[県健康福祉部 医療政策課]     F -- 要請 --&gt; G[信州大学 医学部 附属病院]     F -- 要請 --&gt; H[長野厚生連 佐久総合病院 佐久医療センター]     </pre>	機 種	機 種	定員	救助ホイスト	消火装置	物資吊下	映像伝送	消防防災ヘリコプター	ベル 412EPI	15	○	○	○	○	県警ヘリコプター	レオナルド AW139	14	○			○	レオナルド AW139	14	○			○	広域航空消防応援等ヘリコプター	各 種	各種	○	○	○	○	自衛隊ヘリコプター	各 種	各種	○	○	○		海上保安庁ヘリコプター	各 種	各種	○		○		信州ドクターヘリ	各 種	6					<p>第5節 ヘリコプターの運用計画</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>(4) ヘリコプターの種別及び活動内容 消防防災ヘリコプターの他、必要に応じて次のヘリコプターを要請する。</p> <table border="1" data-bbox="1406 468 2493 861"> <thead> <tr> <th>機 種</th> <th>機 種</th> <th>定員</th> <th>救助ホイスト</th> <th>消火装置</th> <th>物資吊下</th> <th>映像伝送</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防防災ヘリコプター</td> <td>ベル 412EPI</td> <td>15</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">県警ヘリコプター</td> <td>レオナルド AW139</td> <td>14</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>レオナルド AW139</td> <td>14</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>広域航空消防応援等ヘリコプター</td> <td>各 種</td> <td>各種</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>自衛隊ヘリコプター</td> <td>各 種</td> <td>各種</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>海上保安庁ヘリコプター</td> <td>各 種</td> <td>各種</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>信州ドクターヘリ (2機)</td> <td>各 種</td> <td>6</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) ヘリコプター要請手続き ヘリコプター要請の流れは以下のとおりである。 カ ドクターヘリ</p>  <pre> graph TD     A[指定地方行政機関等] -- 要請 --&gt; B[長野地域振興局]     C[千曲市長] -- 要請 --&gt; B     D[消防本部] -- 要請 --&gt; B     B -- 報告 --&gt; E[県危機管理部]     E -- 調整 --&gt; F[県健康福祉部 医療政策課]     F -- 要請 --&gt; G[信州大学 医学部 附属病院]     F -- 要請 --&gt; H[長野厚生連 佐久総合病院 佐久医療センター]     </pre>	機 種	機 種	定員	救助ホイスト	消火装置	物資吊下	映像伝送	消防防災ヘリコプター	ベル 412EPI	15	○	○	○	○	県警ヘリコプター	レオナルド AW139	14	○			○	レオナルド AW139	14	○			○	広域航空消防応援等ヘリコプター	各 種	各種	○	○	○	○	自衛隊ヘリコプター	各 種	各種	○	○	○		海上保安庁ヘリコプター	各 種	各種	○		○		信州ドクターヘリ (2機)	各 種	6					<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>
機 種	機 種	定員	救助ホイスト	消火装置	物資吊下	映像伝送																																																																																																										
消防防災ヘリコプター	ベル 412EPI	15	○	○	○	○																																																																																																										
県警ヘリコプター	レオナルド AW139	14	○			○																																																																																																										
	レオナルド AW139	14	○			○																																																																																																										
広域航空消防応援等ヘリコプター	各 種	各種	○	○	○	○																																																																																																										
自衛隊ヘリコプター	各 種	各種	○	○	○																																																																																																											
海上保安庁ヘリコプター	各 種	各種	○		○																																																																																																											
信州ドクターヘリ	各 種	6																																																																																																														
機 種	機 種	定員	救助ホイスト	消火装置	物資吊下	映像伝送																																																																																																										
消防防災ヘリコプター	ベル 412EPI	15	○	○	○	○																																																																																																										
県警ヘリコプター	レオナルド AW139	14	○			○																																																																																																										
	レオナルド AW139	14	○			○																																																																																																										
広域航空消防応援等ヘリコプター	各 種	各種	○	○	○	○																																																																																																										
自衛隊ヘリコプター	各 種	各種	○	○	○																																																																																																											
海上保安庁ヘリコプター	各 種	各種	○		○																																																																																																											
信州ドクターヘリ (2機)	各 種	6																																																																																																														

新	旧	修正理由・備考
<p>第7節 救助・救急・医療活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 救助・救急活動</p> <p>消防機関、警察、医療機関等関係機関が、それぞれの救助活動計画に従い、相互の連携を密にしながら、円滑で効率的な救助・救急活動を行う。</p> <p>また、大規模災害発生時には、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されるため、相互応援活動及びヘリコプター等による広域緊急輸送活動を迅速かつ効果的に行う。</p> <p>なお、災害現場で活動する消防機関、警察等関係機関の部隊は、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行う。</p>	<p>第7節 救助・救急・医療活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 救助・救急活動</p> <p>消防機関、警察、医療機関等関係機関が、それぞれの救助活動計画に従い、相互の連携を密にしながら、円滑で効率的な救助・救急活動を行う。</p> <p>また、大規模災害発生時には、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されるため、相互応援活動及びヘリコプター等による広域緊急輸送活動を迅速かつ効果的に行う。</p> <p>なお、災害現場で活動する消防機関、警察等関係機関の部隊は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行う。</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考				
<p>第10節 緊急輸送活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>3 輸送拠点等の確保</p> <p>(1) 物資輸送拠点の確保</p> <p>第1章第9節「緊急輸送計画」に基づき、次の施設を物資輸送拠点とするが災害の状況、避難所としての利用状況等によっては別に確保する。<u>また、その周知徹底を図る。</u></p> <table border="1" data-bbox="237 556 1299 646"> <tr> <td>物資輸送拠点</td> <td>更埴体育館(ことぶきアリーナ千曲)、上山田農業者トレーニングセンター、戸倉体育館</td> </tr> </table>	物資輸送拠点	更埴体育館(ことぶきアリーナ千曲)、上山田農業者トレーニングセンター、戸倉体育館	<p>第10節 緊急輸送活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>3 輸送拠点等の確保</p> <p>(1) 物資輸送拠点の確保</p> <p>第1章第9節「緊急輸送計画」に基づき、次の施設を物資輸送拠点とするが災害の状況、避難所としての利用状況等によっては別に確保する。</p> <table border="1" data-bbox="1424 556 2487 600"> <tr> <td>物資輸送拠点</td> <td>更埴体育館、上山田農業者トレーニングセンター、戸倉体育館</td> </tr> </table>	物資輸送拠点	更埴体育館、上山田農業者トレーニングセンター、戸倉体育館	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p> <p>市の現況に合わせて修正</p>
物資輸送拠点	更埴体育館(ことぶきアリーナ千曲)、上山田農業者トレーニングセンター、戸倉体育館					
物資輸送拠点	更埴体育館、上山田農業者トレーニングセンター、戸倉体育館					

新	旧	修正理由・備考																				
<p>第12節 避難受入れ及び情報提供活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>避難受入れ及び情報提供活動は、以下の担当によって行う。</p> <table border="1" data-bbox="195 375 1308 1094"> <thead> <tr> <th>活動</th> <th>担当部署</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者等避難及び避難指示並びに緊急安全確保</td> <td>本部室 危機管理防災課 消防本部</td> </tr> <tr> <td>警戒区域の設定</td> <td>本部室 危機管理防災課 現場担当者等</td> </tr> <tr> <td>避難誘導活動</td> <td>危機管理防災課 総務課 市民生活課 福祉課・高齢福祉課 消防本部 消防団</td> </tr> <tr> <td>指定緊急避難場所及び指定避難所の開設・運営</td> <td>財政課・税務課・債権管理課・会計課 監査委員事務局・選挙管理委員会事務局・公平委員会事務局 総合政策課・管財契約課・公民共創推進室 環境課・市民生活課・市民課・福祉課・高齢福祉課・健康推進課・文化課・歴史文化財センター 教育総務課・第1学校給食センター・第2学校給食センター・生涯学習課・人権・男女共同参画課・こども未来課・保育課</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 避難所等の開設・運営</p> <p>(4) 避難所の管理運営</p> <p>オ 要配慮者への配慮</p> <p>避難所への収容及び避難所の運営管理にあたっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、市民やNPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図る。</p> <p>(ア) スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器等の整備を行う。</p> <p><u>(イ) 異性に介助される要介助者、性的マイノリティの方等が利用しやすいように、性別を問わず利用できるトイレ、更衣室等を設置するよう努める。</u></p> <p>(ウ) 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努める。</p> <p>(エ) 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>介護職員等の派遣</li> <li>入浴サービス等在宅福祉サービスの実施</li> <li>病院や社会福祉施設等への受入れ</li> </ol>	活動	担当部署	高齢者等避難及び避難指示並びに緊急安全確保	本部室 危機管理防災課 消防本部	警戒区域の設定	本部室 危機管理防災課 現場担当者等	避難誘導活動	危機管理防災課 総務課 市民生活課 福祉課・高齢福祉課 消防本部 消防団	指定緊急避難場所及び指定避難所の開設・運営	財政課・税務課・債権管理課・会計課 監査委員事務局・選挙管理委員会事務局・公平委員会事務局 総合政策課・管財契約課・公民共創推進室 環境課・市民生活課・市民課・福祉課・高齢福祉課・健康推進課・文化課・歴史文化財センター 教育総務課・第1学校給食センター・第2学校給食センター・生涯学習課・人権・男女共同参画課・こども未来課・保育課	<p>第12節 避難受入れ及び情報提供活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>避難受入れ及び情報提供活動は、以下の担当によって行う。</p> <table border="1" data-bbox="1386 375 2502 1094"> <thead> <tr> <th>活動</th> <th>担当部署</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者等避難及び避難指示並びに緊急安全確保</td> <td>本部室 危機管理防災課 消防本部</td> </tr> <tr> <td>警戒区域の設定</td> <td>本部室 危機管理防災課 現場担当者等</td> </tr> <tr> <td>避難誘導活動</td> <td>危機管理防災課 総務課 市民生活課 福祉課・高齢福祉課 消防本部 消防団</td> </tr> <tr> <td>指定緊急避難場所及び指定避難所の開設・運営</td> <td>財政課・税務課・債権管理課・会計課 監査委員事務局・選挙管理委員会事務局・公平委員会事務局 総合政策課・管財契約課・公民共創推進室 環境課・市民生活課・市民課・福祉課・高齢福祉課・健康推進課・文化課・歴史文化財センター・<u>日本遺産推進室</u> 教育総務課・第1学校給食センター・第2学校給食センター・生涯学習課・人権・男女共同参画課・こども未来課・保育課</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 避難所等の開設・運営</p> <p>(4) 避難所の管理運営</p> <p>オ 要配慮者への配慮</p> <p>避難所への収容及び避難所の運営管理にあたっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、市民やNPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図る。</p> <p>(ア) スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器等の整備を行う。</p> <p>(イ) 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努める。</p> <p>(ウ) 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>介護職員等の派遣</li> <li>入浴サービス等在宅福祉サービスの実施</li> <li>病院や社会福祉施設等への受入れ</li> </ol>	活動	担当部署	高齢者等避難及び避難指示並びに緊急安全確保	本部室 危機管理防災課 消防本部	警戒区域の設定	本部室 危機管理防災課 現場担当者等	避難誘導活動	危機管理防災課 総務課 市民生活課 福祉課・高齢福祉課 消防本部 消防団	指定緊急避難場所及び指定避難所の開設・運営	財政課・税務課・債権管理課・会計課 監査委員事務局・選挙管理委員会事務局・公平委員会事務局 総合政策課・管財契約課・公民共創推進室 環境課・市民生活課・市民課・福祉課・高齢福祉課・健康推進課・文化課・歴史文化財センター・ <u>日本遺産推進室</u> 教育総務課・第1学校給食センター・第2学校給食センター・生涯学習課・人権・男女共同参画課・こども未来課・保育課	<p>市の現況に合わせて修正</p> <p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>
活動	担当部署																					
高齢者等避難及び避難指示並びに緊急安全確保	本部室 危機管理防災課 消防本部																					
警戒区域の設定	本部室 危機管理防災課 現場担当者等																					
避難誘導活動	危機管理防災課 総務課 市民生活課 福祉課・高齢福祉課 消防本部 消防団																					
指定緊急避難場所及び指定避難所の開設・運営	財政課・税務課・債権管理課・会計課 監査委員事務局・選挙管理委員会事務局・公平委員会事務局 総合政策課・管財契約課・公民共創推進室 環境課・市民生活課・市民課・福祉課・高齢福祉課・健康推進課・文化課・歴史文化財センター 教育総務課・第1学校給食センター・第2学校給食センター・生涯学習課・人権・男女共同参画課・こども未来課・保育課																					
活動	担当部署																					
高齢者等避難及び避難指示並びに緊急安全確保	本部室 危機管理防災課 消防本部																					
警戒区域の設定	本部室 危機管理防災課 現場担当者等																					
避難誘導活動	危機管理防災課 総務課 市民生活課 福祉課・高齢福祉課 消防本部 消防団																					
指定緊急避難場所及び指定避難所の開設・運営	財政課・税務課・債権管理課・会計課 監査委員事務局・選挙管理委員会事務局・公平委員会事務局 総合政策課・管財契約課・公民共創推進室 環境課・市民生活課・市民課・福祉課・高齢福祉課・健康推進課・文化課・歴史文化財センター・ <u>日本遺産推進室</u> 教育総務課・第1学校給食センター・第2学校給食センター・生涯学習課・人権・男女共同参画課・こども未来課・保育課																					

新	旧	修正理由・備考
<p>(㊦) 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施する。</p> <p>(㊧) テレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保する。</p> <p>(㊨) 避難所の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、市町村において人員が不足し困難を来した場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼する。</p> <p>(中略)</p> <p>ク <u>家庭動物</u>との同行避難  <u>家庭動物</u>との同行避難について、<u>被災者支援等の観点から</u>必要に応じて避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、<u>受入れおよび避難状況の把握</u>、情報連携に努める。</p> <p>ケ 在宅避難者等  やむを得ず避難所に滞在することができない被災者については、早期の把握を行い、リスト作成のうえ、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。  <u>在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行い、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供する。</u></p> <p>コ 車中避難者  小中学校を避難所として開設した場合、校庭を車中避難所に指定し、避難者を受け入れる。車中避難者は避難所運営に協力する。また、エコノミークラス症候群対策に配慮する。  <u>なお、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行い、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。</u></p> <p>サ 帰宅困難者等  住民票の有無に関わらず、指定避難場所や避難所に避難した帰宅困難者やホームレス等について適切に受け入れることとする。</p> <p>シ 感染症対策  避難所における感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト、感染症を発症した避難者や疑いのある者の専用スペース又は個室の確保等の必要な措置を講じるよう努める。</p> <p><u>ス 生活環境の把握</u>  <u>指定避難所における生活環境について下記の事項に注意を払い、必要な措置をとることで、常に良好なものであるよう努める。</u></p>	<p>(㊥) 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施する。</p> <p>(㊦) テレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保する。</p> <p>(㊧) 避難所の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、市町村において人員が不足し困難を来した場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼する。</p> <p>(中略)</p> <p>ク <u>ペット</u>との同行避難  <u>ペット</u>との同行避難について必要に応じて避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、情報連携に努める。</p> <p>ケ 在宅避難者  やむを得ず避難所に滞在することができない被災者については、早期の把握を行い、リスト作成のうえ、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。</p> <p>コ 車中避難者  小中学校を避難所として開設した場合、校庭を車中避難所に指定し、避難者を受け入れる。車中避難者は避難所運営に協力する。また、エコノミークラス症候群対策に配慮する。</p> <p>サ 帰宅困難者等  住民票の有無に関わらず、指定避難場所や避難所に避難した帰宅困難者やホームレス等について適切に受け入れることとする。</p> <p>シ 感染症対策  避難所における<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト、感染症を発症した避難者や疑いのある者の専用スペース又は個室の確保等の必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>(新設)</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p><u>(ア) トイレの設置状況等の把握に努め、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等 のより快適なトイレの設置への配慮</u></p> <p><u>(イ) 食事供与の状況の把握に努め、栄養バランスの取れた適温の食事の提供</u></p> <p><u>(ウ) 避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドの設置</u></p> <p><u>(エ) 入浴、洗濯等の生活に必要なとなる水の確保</u></p> <p><u>(オ) 避難の長期化等必要に応じて、避難者の健康状態や指定避難所の環境状況の把握</u></p> <p><u>    a パーティション等によるプライバシーの確保状況</u></p> <p><u>    b 段ボールベッド等の簡易ベッドの設置状況</u></p> <p><u>    c 入浴施設設置の有無及び利用頻度</u></p> <p><u>    d 洗濯等の頻度</u></p> <p><u>    e 医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度</u></p> <p><u>    f 暑さ・寒さ対策の必要性</u></p> <p><u>    g 食料の確保、配食等の状況</u></p> <p><u>    h し尿及びごみの処理状況</u></p> <p><u>(カ) 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難につ いて適切な体制整備に努めるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む 避難状況等の把握</u></p>		<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第1 4節 食料品・生活必需品等の調達供給活動</p> <p style="text-align: right;">福祉課、農林課、<u>商工課</u>、 第1 学校給食センター、第2 学校給食センター、保育課</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 食料品等の供給</p> <p>(1) 活動体制</p> <p>ウ 炊き出しは、ライフラインに支障がない場合、第1 学校給食センター及び第2 学校給食センター、<u>保育園給食調理室</u>にて実施する。</p> <p>3 生活必需品の調達</p> <p>(1) 活動体制</p> <p><u>商工課</u>は、福祉課を通じて、生活必需品等の必要数量を把握し、生活必需品等の供給を実施する。</p> <p>(2) 生活必需品の調達</p> <p>ア 必要数量の把握・調達</p> <p><u>商工課</u>は、福祉課を通じて、被災者の生活の維持に必要な生活必需品の量・種類等について把握し、備蓄物資、関係業者からの購入等により必要な物資を調達・確保する。この際、<u>避難所における感染症拡大防止に必要な物資や、家庭動物の飼養に関する資材、冷暖房器具も含めるなど避難所のニーズを考慮するとともに、</u>要配慮者及び<u>性別</u>によるニーズの違いにも配慮する。</p> <p>イ 協定による調達</p> <p><u>商工課</u>は、協定に基づき、本部室を通じて、生活必需品の提供を協定団体へ要請する。また、相互応援協定に基づき、射水市、横芝光町、山田町及び近隣市町村へ要請する。</p> <p>ウ 県への要請</p> <p><u>商工課</u>は、市による対応で不足する分について、本部室を通じて、県に要請し、調達する。</p> <p>4 生活必需品の供給・分配</p> <p>(2) 供給・分配の方法</p> <p><u>商工課</u>が、区長・自治会長、民生児童委員、赤十字奉仕団等の協力を得て、物資の供給又は分配を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 整備書類</p> <p><u>商工課</u>は、次の書類帳簿等を整備し、保存する。</p> <p>ア 救助実施記録日計表</p> <p>イ 物資受払簿</p> <p>ウ 物資購入関係支払証拠書類</p> <p>エ 備蓄物資払出証拠書類</p>	<p>第1 4節 食料品・生活必需品等の調達供給活動</p> <p style="text-align: right;">福祉課、農林課、<u>産業振興課</u>、 第1 学校給食センター、第2 学校給食センター、保育課</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 食料品等の供給</p> <p>(1) 活動体制</p> <p>ウ 炊き出しは、ライフラインに支障がない場合、第1 学校給食センター及び第2 学校給食センターにて実施する。</p> <p>3 生活必需品の調達</p> <p>(1) 活動体制</p> <p><u>産業振興課</u>は、福祉課を通じて、生活必需品等の必要数量を把握し、生活必需品等の供給を実施する。</p> <p>(2) 生活必需品の調達</p> <p>ア 必要数量の把握・調達</p> <p><u>産業振興課</u>は、福祉課を通じて、被災者の生活の維持に必要な生活必需品の量・種類等について把握し、備蓄物資、関係業者からの購入等により必要な物資を調達・確保する。この際、要配慮者及び<u>男女の違い</u>によるニーズの違いに配慮する。</p> <p>イ 協定による調達</p> <p><u>産業振興課</u>は、協定に基づき、本部室を通じて、生活必需品の提供を協定団体へ要請する。また、相互応援協定に基づき、射水市、横芝光町、山田町及び近隣市町村へ要請する。</p> <p>ウ 県への要請</p> <p><u>産業振興課</u>は、市による対応で不足する分について、本部室を通じて、県に要請し、調達する。</p> <p>4 生活必需品の供給・分配</p> <p>(2) 供給・分配の方法</p> <p><u>産業振興課</u>が、区長・自治会長、民生児童委員、赤十字奉仕団等の協力を得て、物資の供給又は分配を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 整備書類</p> <p><u>産業振興課</u>は、次の書類帳簿等を整備し、保存する。</p> <p>ア 救助実施記録日計表</p> <p>イ 物資受払簿</p> <p>ウ 物資購入関係支払証拠書類</p> <p>エ 備蓄物資払出証拠書類</p>	<p>市の現況に合わせて修正</p> <p>県の地域防災計画に合わせて修正</p> <p>市の現況に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第16節 保健衛生、感染症予防活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>3 感染症予防対策</p> <p>感染症予防対策用<u>物品および</u>器具の整備及び訓練、<u>資</u>機材の確保に努めるとともに、感染症予防対策のための組織を明確化し、迅速な感染症予防を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 消毒の実施</p> <p>被災地域において、感染症の発生、<u>拡大がみられる</u>場合には、長野保健福祉事務所と協議し、まん延防止のため、迅速に消毒活動を実施する。</p> <p>また、長野県避難所運営マニュアル策定指針等を参考に感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>(中略)</p> <p>(6) 県への報告</p> <p><u>エ 避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム(DICT)等の派遣を迅速に要請する。</u></p>	<p>第16節 保健衛生、感染症予防活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>3 感染症予防対策</p> <p>感染症予防対策用<u>物品および</u>器具の整備及び訓練、<u>資</u>機材の確保に努めるとともに、感染症予防対策のための組織を明確化し、迅速な感染症予防を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 消毒の実施</p> <p>被災地域において、感染症の発生<u>するおそれがある場合や新型コロナウイルス感染症患者又は無症状病原体保有者が発生した</u>場合には、長野保健福祉事務所と協議し、まん延防止のため、迅速に消毒活動を実施する。</p> <p>また、長野県避難所運営マニュアル策定指針等を参考に感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>(中略)</p> <p>(6) 県への報告</p> <p>(新設)</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第19節 物価安定等に関する活動</p> <p style="text-align: right;">市民生活課、<u>商工課</u></p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 物価の安定、物資の安定供給</p> <p>(1) 実施担当者</p> <p><u>商工課</u>は、物価の安定、物資の安定供給に関する対策を実施する。</p>	<p>第19節 物価安定等に関する活動</p> <p style="text-align: right;">市民生活課、<u>産業振興課</u></p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 物価の安定、物資の安定供給</p> <p>(1) 実施担当者</p> <p><u>産業振興課</u>は、物価の安定、物資の安定供給に関する対策を実施する。</p>	<p>市の現況に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第24節 下水道施設等応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 活動体制 上下水道課は、下水道施設等の応急復旧を実施する。</p> <p>2 情報の収集連絡、被害規模の把握 市が管理する下水道施設等について、その被害状況を早期かつ的確に把握する必要があるため、下水道施設台帳、農業集落排水処理施設台帳を活用し、被害箇所及び被害状況の的確な把握に努める。また、県が管理する終末処理場へ流入する下水道施設（公共下水道）があるため、下水道施設等の被害状況等の情報について、千曲川流域下水道事務所と情報収集・連絡を行う。</p>	<p>第24節 下水道施設等応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 活動体制 上下水道課は、下水道施設等の応急復旧を実施する。</p> <p>2 情報の収集連絡、被害規模の把握 市が管理する下水道施設等について、その被害状況を早期かつ的確に把握する必要があるため、下水道施設台帳、農業集落排水処理施設台帳を活用し、被害箇所及び被害状況の的確な把握に努め<u>情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の早期把握のため、ライフライン事業者の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努めるものとする。</u>また、県が管理する終末処理場へ流入する下水道施設（公共下水道）があるため、下水道施設等の被害状況等の情報について、千曲川流域下水道事務所と情報収集・連絡を行う。</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p><b>第25節 通信施設応急活動</b></p> <p>第3 活動の内容</p> <p><b>2 電気通信施設の応急活動</b></p> <p>通信事業者は、被災地の通信確保を図るために、防災業務計画に基づき、気象、救援、治安、地方公共団体等機関の重要な通信回線の早期復旧を図る。また、避難所等に災害時用公衆電話の設置を行う。</p> <p>(2) 災害時用公衆電話の設置</p> <p><u>NTT東日本</u>株式会社は、災害救助法が適用された場合等には避難所への災害時用公衆電話の設置に努める。</p>	<p><b>第25節 通信施設応急活動</b></p> <p>第3 活動の内容</p> <p><b>2 電気通信施設の応急活動</b></p> <p>通信事業者は、被災地の通信確保を図るために、防災業務計画に基づき、気象、救援、治安、地方公共団体等機関の重要な通信回線の早期復旧を図る。また、避難所等に災害時用公衆電話の設置を行う。</p> <p>(2) 災害時用公衆電話の設置</p> <p><u>東日本電信電話</u>株式会社は、災害救助法が適用された場合等には避難所への災害時用公衆電話の設置に努める。</p>	<p>委員のご指摘による修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第29節 建築物災害応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>3 文化財</p> <p>(1) 市が実施する対策</p> <p>イ 国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県に報告する。</p> <p>ウ 被災した建造物内の文化財について、所有者や県等の関係機関と連携して応急措置をとる。</p> <p>(2) 所有者が実施する対策</p> <p>ウ 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、市文化財所管部局へ報告する。被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県、市文化財所管部局の指導を受けて実施する。</p> <p>エ 被災した建造物内の文化財について、県や市文化財所管部局等の関係機関と連携して応急措置をとる。</p>	<p>第29節 建築物災害応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>3 文化財</p> <p>(1) 市が実施する対策</p> <p>イ 国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告する。</p> <p>ウ 被災した建造物内の文化財について、所有者や県教育委員会等の関係機関と連携して応急措置をとる。</p> <p>(2) 所有者が実施する対策</p> <p>ウ 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、市文化財所管部局へ報告する。被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、市文化財所管部局の指導を受けて実施する。</p> <p>エ 被災した建造物内の文化財について、県教育委員会や市文化財所管部局等の関係機関と連携して応急措置をとる。</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第30節 道路及び橋梁応急活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>風水害により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の措置をとるとともに、速やかな<u>道路啓開</u>及び応急復旧を行う。また、道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報提供を行う。なお、被害が甚大な場合は、相互応援協定に基づき応援要請を行い処理する。</p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>道路及び橋梁の被害状況を把握し、<u>交通規制、道路啓開及び</u>応急復旧を行うとともに道路状況等の情報を提供する。</li> <li>被害が甚大な場合は、相互応援の協定に基づき応援要請を行い処理する。</li> </ol> <p>第3 活動の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>道路及び橋梁の危険箇所の把握 <ol style="list-style-type: none"> <li>危険箇所の把握 <p>市の管理する道路の破損、決壊、橋梁流失その他交通に支障を及ぼす恐れのある箇所を把握し、災害時に迅速適切な措置がとれるように努める。</p> </li> <li>県への報告 <p>市は行政区域内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、<u>道路啓開及び</u>応急復旧を行い、交通の確保に努める。</p> </li> </ol> </li> <li>応急措置 <ol style="list-style-type: none"> <li>応急復旧の実施 <p>交通機能確保のために<u>道路啓開</u>及び被災道路・橋梁の応急復旧計画を策定し、建設業協会等の協力により速やかに応急復旧を行う。</p> </li> </ol> </li> </ol>	<p>第30節 道路及び橋梁応急活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>風水害により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の措置をとるとともに、速やかな<u>路上障害物の除去</u>及び応急復旧<u>工事</u>を行う。また、道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報提供を行う。なお、被害が甚大な場合は、相互応援協定に基づき応援要請を行い処理する。</p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>道路及び橋梁の被害状況を把握し、<u>障害物の除去、</u>応急復旧を行うとともに<u>交通規制を行い、</u>道路状況等の情報を提供する。</li> <li>被害が甚大な場合は、相互応援の協定に基づき応援要請を行い処理する。</li> </ol> <p>第3 活動の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>道路及び橋梁の危険箇所の把握 <ol style="list-style-type: none"> <li>危険箇所の把握 <p>市の管理する道路の破損、決壊、橋梁流失その他交通に支障を及ぼす恐れのある箇所を把握し、災害時に迅速適切な措置がとれるように努める。</p> </li> <li>県への報告 <p>市は行政区域内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行い、交通の確保に努める。</p> </li> </ol> </li> <li>応急措置 <ol style="list-style-type: none"> <li>応急復旧<u>工事</u>の実施 <p>交通機能確保のために<u>路上障害物の除去</u>及び被災道路・橋梁の応急復旧計画を策定し、建設業協会等の協力により速やかに応急復旧<u>工事</u>を行う。</p> </li> </ol> </li> </ol>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第38節 飼養動物の保護対策</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害時においては、人命救助が最優先であるが、被災した動物についても保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を<u>獣医師会と連携し</u>実施する。</p> <p>第2 主な活動</p> <p>被災地域における負傷又は放浪動物の保護活動及び避難所における<u>家庭動物</u>の適正な飼育を行う。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 基本方針</p> <p>大規模災害に伴い、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動を行う。また、飼い主が<u>家庭動物</u>と同行避難する<u>ため</u>、適正な飼育環境を確保する。</p> <p>2 実施計画</p> <p>(1) 関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護等、適切な処置をとる。</p> <p>(2) 逸走した動物の、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置をとる。</p> <p>(3) <u>家庭動物</u>との同行避難について適切な飼育環境を確保できるように体制整備資機材（捕獲器具・係留用ロープ・収容檻等）の備蓄に努める。</p> <p>(4) 飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び、動物の愛護及び管理に関する条例（平成21年長野県条例第16号）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱う。</p> <p>(5) 避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等の蔓延防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼育を行う。</p> <p><u>(6) 家庭動物との同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に努める。</u></p> <p><u>(7) 飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応に努める。</u></p>	<p>第38節 飼養動物<u>(ペット)</u>の保護対策</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害時においては、人命救助が最優先であるが、被災した動物<u>(ペット)</u>についても保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。</p> <p>第2 主な活動</p> <p>被災地域における負傷又は放浪動物の保護活動及び避難所における<u>ペット</u>の適正な飼育を行う。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 基本方針</p> <p>大規模災害に伴い、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動を行う。また、飼い主が<u>ペット</u>と同行避難する<u>ことを想定し</u>、適正な飼育環境を確保する。</p> <p>2 実施計画</p> <p>(1) 関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護等、適切な処置をとる。</p> <p>(2) 逸走した動物の、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置をとる。</p> <p>(3) <u>ペット</u>との同行避難について適切な飼育環境を確保できるように体制整備資機材（捕獲器具・係留用ロープ・収容檻等）の備蓄に努める。</p> <p>(4) 飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び、動物の愛護及び管理に関する条例（平成21年長野県条例第16号）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱う。</p> <p>(5) 避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等の蔓延防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼育を行う。</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第3章 災害復旧計画</p> <p>第2節 迅速な原状復旧の進め方</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 被災施設の復旧等</p> <p>(5) <u>連携した</u>復旧事業の推進</p> <p><u>道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図る。</u></p>	<p>第3章 災害復旧計画</p> <p>第2節 迅速な原状復旧の進め方</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 被災施設の復旧等</p> <p>(5) <u>総合的な</u>復旧事業の推進</p> <p><u>他の機関との関連を検討し、相互に事業を実施することが適当と認められるものについては総合的な復旧事業の推進を図る。</u></p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第5節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>危機管理防災課、税務課、債権管理課、市民課、福祉課、  <b>商工課</b>、建築課、上下水道課、消防本部</p>	<p>第5節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>危機管理防災課、税務課、債権管理課、市民課、福祉課、  <b>産業振興課</b>、建築課、上下水道課、消防本部</p>	<p>市の現況に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第6節 被災中小企業等の復興</p> <p>農林課、<u>商工課</u></p>	<p>第6節 被災中小企業等の復興</p> <p>農林課、<u>産業振興課</u></p>	<p>市の現況に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>震災対策編</p> <p>第1章 災害予防計画</p> <p>第1節 地震に強いまちづくり</p> <p>7 災害応急対策等への備え</p> <p><u>(3) 市民への緊急地震速報等の情報伝達に支障が出ないよう、受信装置の保守、更新等、機器の管理運用を適切に行う。</u></p> <p>(4) 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地等の活用を図る。</p> <p>(5) 災害時に救援活動や復旧、復興活動の拠点となる防災拠点を、緊急輸送道路沿線上で平坦で整形した敷地が確保できる八幡地区に整備を検討していく。 また、戸倉地区においては、戸倉体育館エリアを核とした、指定緊急避難場所、指定避難所、物資輸送拠点などの防災機能を確保するため、千曲市総合運動公園の整備を進める。</p> <p>(6) 長野県市町村災害時相互応援協定に基づき、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。</p> <p>(7) 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。</p> <p>(8) 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。</p> <p>(9) 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設団体等との災害協定の締結を推進する。</p> <p>(10) 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。</p> <p>(11) 平常時より、災害による被害が予想される空家等の状況の確認に努める。</p>	<p>震災対策編</p> <p>第1章 災害予防計画</p> <p>第1節 地震に強いまちづくり</p> <p>7 災害応急対策等への備え</p> <p>(新設)</p> <p>(3) 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地等の活用を図る。</p> <p>(4) 災害時に救援活動や復旧、復興活動の拠点となる防災拠点を、緊急輸送道路沿線上で平坦で整形した敷地が確保できる八幡地区に整備を検討していく。 また、戸倉地区においては、戸倉体育館エリアを核とした、指定緊急避難場所、指定避難所、物資輸送拠点などの防災機能を確保するため、千曲市総合運動公園の整備を進める。</p> <p>(5) 長野県市町村災害時相互応援協定に基づき、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。</p> <p>(6) 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。</p> <p>(7) 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。</p> <p>(8) 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設団体等との災害協定の締結を推進する。</p> <p>(9) 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。</p> <p>(10) 平常時より、災害による被害が予想される空家等の状況の確認に努める。</p>	<p>市の現況に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第18節 下水道施設災害予防計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>下水道（汚水）・農業集落排水施設・浄化槽等（以下「下水道施設等」という。）は、水道、電気、ガス等と並び、市民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、地震災害発生時においてもその機能の確保を図る必要がある。</p> <p>このため、地震による被害が予想される地域の施設、老朽化の進んだ施設等については補強・改築・<b>耐震化</b>を進めるとともに、今後建設する施設については、必要な耐震性能を有した施設とする。</p> <p>また、地震により施設に被害が生じた場合は、応援協定等に基づく復旧体制の確立、応急対策により早期復旧を図る。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 新耐震基準に基づき、下水道施設等の整備、補強、改築・<b>耐震化</b>を実施する。</li> <li>2 緊急連絡体制、被災時の復旧体制の確立を図る。</li> <li>3 緊急用、復旧用資材の計画的な備蓄を図る。</li> <li>4 下水道施設台帳・農業集落排水処理施設台帳の整備・充実を図る。</li> <li>5 管渠及び処理場施設の、系統の多重化に努める。</li> </ol> <p>第3 実施計画</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 施設・設備の課題</li> </ol> <p>市は、重要な管渠及び処理場施設のうち、地盤が軟弱な地域に設置されているもの、老朽化が進んでいるものから重点的に調査を実施し、<b>耐震化を計画的に進める</b>。</p>	<p>第18節 下水道施設災害予防計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>下水道（汚水）・農業集落排水施設・浄化槽等（以下「下水道施設等」という。）は、水道、電気、ガス等と並び、市民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、地震災害発生時においてもその機能の確保を図る必要がある。</p> <p>このため、地震による被害が予想される地域の施設、老朽化の進んだ施設等については補強・改築・<b>耐震化</b>を進めるとともに、今後建設する施設については、必要な耐震性能を有した施設とする。</p> <p>また、地震により施設に被害が生じた場合は、応援協定等に基づく復旧体制の確立、応急対策により早期復旧を図る。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 新耐震基準に基づき、下水道施設等の整備、補強、改築を実施する。</li> <li>2 緊急連絡体制、被災時の復旧体制の確立を図る。</li> <li>3 緊急用、復旧用資材の計画的な備蓄を図る。</li> <li>4 下水道施設台帳・農業集落排水処理施設台帳の整備・充実を図る。</li> <li>5 管渠及び処理場施設の、系統の多重化に努める。</li> </ol> <p>第3 実施計画</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 施設・設備の課題</li> </ol> <p><b>(1)</b> 市は、重要な管渠及び処理場施設のうち、地盤が軟弱な地域に設置されているもの、老朽化が進んでいるものから重点的に調査を実施し、<b>必要に応じて補強等の対策を講じる</b>。</p> <p><b>(2) 新たに建設する管渠、処理場施設については、土質調査等を実施し、新耐震基準に適合した耐震対策を講じる。</b></p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第29節 防災知識普及計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>「自らの命は自らが守る」が防災の基本であり、市、県及び防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、市民が平常時から食料・飲料水の備蓄などの災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。</p> <p>また、広域かつ甚大な被害が予想される大地震に対処するためには、市民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。しかし、各種の災害について、全てを経験することは困難である。</p> <p>このため、市、県及び指定行政機関等は、災害文化の伝承や体系的な教育により市民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い市民を育成し、地域の総合的な防災力の向上に努める。</p> <p><u>なお、啓発活動を行う際には、女性、性的マイノリティのほか、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の性別によるニーズの違い等に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いにも配慮するよう努める。</u></p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 市民等に対する防災知識の普及活動</p> <p>(2) 知識普及の主な内容</p> <p>ア 地域防災計画の概要</p> <p>イ 災害予防</p> <p>(ア) 家屋や塀の耐震化の促進</p> <p>(イ) 家具類の転倒、落下防止措置</p> <p>(ウ) 火気使用器具の点検整備及び火気管理</p> <p><u>(エ) ガスのマイコンメーター・感震ブレーカー設置等の出火防止措置</u></p> <p>(オ) 消火器・消火水の準備</p> <p>(カ) 非常用飲料水・食料の準備</p> <p>(キ) 救急医薬品の準備</p> <p>(ク) 生活必需品及び防災用品の準備</p> <p>(ケ) 防災講習会、訓練への参加</p> <p>(コ) 家庭内での防災についての話し合い</p> <p>(サ) 自主防災組織の役割と積極的参加</p> <p>(シ) 指定緊急避難場所・指定避難所の確認及び避難方法</p>	<p>第29節 防災知識普及計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>「自らの命は自らが守る」が防災の基本であり、市、県及び防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、市民が平常時から食料・飲料水の備蓄などの災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。</p> <p>また、広域かつ甚大な被害が予想される大地震に対処するためには、市民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。しかし、各種の災害について、全てを経験することは困難である。</p> <p>このため、市、県及び指定行政機関等は、災害文化の伝承や体系的な教育により市民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い市民を育成し、地域の総合的な防災力の向上に努める。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 市民等に対する防災知識の普及活動</p> <p>(2) 知識普及の主な内容</p> <p>ア 地域防災計画の概要</p> <p>イ 災害予防</p> <p>(ア) 家屋や塀の耐震化の促進</p> <p>(イ) 家具類の転倒、落下防止措置</p> <p>(ウ) 火気使用器具の点検整備及び火気管理</p> <p>(エ) 消火器・消火水の準備</p> <p>(オ) 非常用飲料水・食料の準備</p> <p>(カ) 救急医薬品の準備</p> <p>(キ) 生活必需品及び防災用品の準備</p> <p>(ク) 防災講習会、訓練への参加</p> <p>(ケ) 家庭内での防災についての話し合い</p> <p>(コ) 自主防災組織の役割と積極的参加</p> <p>(サ) 指定緊急避難場所・指定避難所の確認及び避難方法</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第36節 企業防災に関する計画</p> <p style="text-align: right;">商工課</p>	<p>第36節 企業防災に関する計画</p> <p style="text-align: right;">産業振興課</p>	<p>市の現況に合わせて修正</p>

新				旧				修正理由・備考
第2章 災害応急対策計画				第2章 災害応急対策計画				市の現況に合わせて修正
第1節 災害情報の収集・連絡活動				第1節 災害情報の収集・連絡活動				
第2 実施計画				第2 実施計画				
2 被害状況の調査及び報告体制				2 被害状況の調査及び報告体制				
(3) 被害状況等の調査				(3) 被害状況等の調査				
ア 調査の分担				ア 調査の分担				
調査事項	担当課	協力機関	報告先	調査事項	担当課	協力機関	報告先	
概況速報、人的被害 避難指示等避難状況	危機管理防災課		長野地域振興局 総務管理（・環境）課	概況速報、人的被害 避難指示等避難状況	危機管理防災課		長野地域振興局 総務管理（・環境）課	
住家の被害	税務課		長野地域振興局 総務管理（・環境）課	住家の被害	税務課		長野地域振興局 総務管理（・環境）課	
社会福祉施設被害	福祉課 高齢福祉課 こども未来課 保育課		長野保健福祉事務所福祉課	社会福祉施設被害	福祉課 高齢福祉課 こども未来課 保育課		長野保健福祉事務所福祉課	
農・畜・水産業被害 農業用施設被害	農林課	長野農業農村支援センター 水産試験場 ながの農業協同組合 長野家畜保健衛生所	長野地域振興局 農地整備課	農・畜・水産業被害 農業用施設被害	農林課	長野農業農村支援センター 水産試験場 ながの農業協同組合 長野家畜保健衛生所	長野地域振興局 農地整備課	
農地被害	農林課	土地改良区	長野地域振興局 農地整備課	農地被害	農林課	土地改良区	長野地域振興局 農地整備課	
林業関係被害	農林課	長野森林組合更埴支所 北信森林管理署	長野地域振興局 林務課	林業関係被害	農林課	長野森林組合更埴支所 北信森林管理署	長野地域振興局 林務課	
公共土木施設被害	道路河川課	千曲川河川事務所	千曲建設事務所	公共土木施設被害	道路河川課	千曲川河川事務所	千曲建設事務所	
土砂災害等による被害	道路河川課		千曲建設事務所	土砂災害等による被害	道路河川課		千曲建設事務所	
都市施設被害	都市計画課		千曲建設事務所	都市施設被害	都市計画課		千曲建設事務所	
水道施設被害	上下水道課	長野県企業局 川中島水道管理事務所 上田水道管理事務所	長野地域振興局環境 ・廃棄物対策課	水道施設被害	上下水道課	長野県企業局 川中島水道管理事務所 上田水道管理事務所	長野地域振興局環境 ・廃棄物対策課	
下水道施設等被害	上下水道課	長野県下水道公社 千曲川流域下水道事務所 上流処理区終末処理場 千曲衛生施設組合 千曲市清掃組合	千曲建設事務所 長野地域振興局 農地整備課 千曲川流域下水道事務所	下水道施設等被害	上下水道課	長野県下水道公社 千曲川流域下水道事務所 上流処理区終末処理場 千曲衛生施設組合 千曲市清掃組合	千曲建設事務所 長野地域振興局 農地整備課 千曲川流域下水道事務所	
廃棄物処理施設被害	環境課	長野広域連合、葛尾組合 千曲衛生施設組合	長野地域振興局環境 ・廃棄物対策課	廃棄物処理施設被害	環境課	長野広域連合、葛尾組合 千曲衛生施設組合	長野地域振興局環境 ・廃棄物対策課	
感染症関係被害 医療施設被害	健康推進課		長野保健福祉事務所	感染症関係被害 医療施設被害	健康推進課		長野保健福祉事務所	
商工関係被害	商工課	千曲商工会議所 戸倉上山田商工会	長野地域振興局 商工観光課	商工関係被害	産業振興課	千曲商工会議所 戸倉上山田商工会	長野地域振興局 商工観光課	
観光施設被害	観光課	信州千曲観光局	長野地域振興局 商工観光課	観光施設被害	観光課	信州千曲観光局	長野地域振興局 商工観光課	
教育関係被害	教育総務課		北信教育事務所	教育関係被害	教育総務課		北信教育事務所	
文化財被害	歴史文化財センター		県民文化部	文化財被害	歴史文化財センター		北信教育事務所	
市有財産被害	管財契約課		長野地域振興局総務管理（・環境）課	市有財産被害	管財契約課		長野地域振興局総務管理（・環境）課	
火災即報	消防本部		長野地域振興局総務管理（・環境）課 県危機管理部	火災即報	消防本部		長野地域振興局総務管理（・環境）課 県危機管理部	
火災即報（危険物に係る事故）	消防本部		県危機管理部	火災即報（危険物に係る事故）	消防本部		県危機管理部	

新						旧						修正理由・備考
第2節 非常参集職員の活動 第3 実施計画 1 職員の配備体制 (1) 配備体制の基準						第2節 非常参集職員の活動 第3 実施計画 1 職員の配備体制 (1) 配備体制の基準						
配備人員の基準						配備人員の基準						
部	課	準1号配備 震度3又は (準備)	1号配備 (警戒) 警戒本部	2号配備 震度5弱又は5強 (即応) 対策本部	3号配備 震度6弱以上 (非常) 対策本部	部	課	準1号配備 震度3又は (準備)	1号配備 (警戒) 警戒本部	2号配備 震度5弱又は5強 (即応) 対策本部	3号配備 震度6弱以上 (非常) 対策本部	
総務部	危機管理防災課	◎	◎	◎	◎	総務部	危機管理防災課	◎	◎	◎	◎	
	総務課	△	◎	◎	◎		総務課	△	◎	◎	◎	
	秘書広報課	○	◎	◎	◎		秘書広報課	○	◎	◎	◎	
	財政課		◎	◎	◎		財政課		◎	◎	◎	
	税務課		◎	◎	◎		税務課		◎	◎	◎	
	債権管理課		◎	◎	◎		債権管理課		◎	◎	◎	
	会計課				◎		行政マネジメント室	○	○	◎	◎	
	選挙・公平・監査事務局				◎		会計課				◎	
企画政策部	総合政策課			○	◎	企画政策部	総合政策課			○	◎	
	管財契約課			○	◎		管財契約課			○	◎	
	情報政策課		○	◎	◎		情報政策課		○	◎	◎	
市民環境部	公民共創推進室		△	◎	◎	市民環境部	公民共創推進室		△	◎	◎	
	市民生活課		△	○	◎		市民生活課		△	○	◎	
	市民課		△	○	◎		市民課		△	○	◎	
健康福祉部	上山田戸倉出張所		△		◎	健康福祉部	上山田戸倉出張所		△		◎	
	環境課		(○)	○	◎		環境課		(○)	○	◎	
	福祉課		○	◎	◎		福祉課		○	◎	◎	
経済部	高齢福祉課		○	◎	◎	経済部	高齢福祉課		○	◎	◎	
	健康推進課		(○)	◎	◎		健康推進課		(○)	◎	◎	
	商工課		◎	◎	◎		人権・男女共同参画課			△	◎	◎
文化観光スポーツ部	農林課	○	◎	◎	◎	次世代支援部	子ども未来課		△	◎	◎	
	農業委員会事務局		○	◎	◎		保育課		△	◎	◎	
	ふるさと振興課			○	◎		保育園			◎	◎	
建設部	観光課	△	△	○	◎	建設部	農林課	○	◎	◎	◎	
	文化課			○	◎		農業委員会事務局		○	◎	◎	
	歴史文化財センター			◎	◎		観光課	△	△	○	◎	
	スポーツ課		◎	◎	◎		ふるさと振興課			○	◎	
	国スポ・全障スポ推進室		△	◎	◎		産業振興課			◎	◎	
子ども・教育部	道路河川課	○	◎	◎	◎	教育部	日本遺産推進室			○	◎	
	建築課	○	◎	◎	◎		道路河川課	○	◎	◎	◎	
	都市計画課		◎	◎	◎		建築課	○	◎	◎	◎	
議会事務局	上下水道課		◎	◎	◎	議会事務局	都市計画課		◎	◎	◎	
	教育総務課		○	◎	◎		上下水道課		◎	◎	◎	
	第1学校給食センター			○	◎		教育総務課		○	◎	◎	
	第2学校給食センター			○	◎		第1学校給食センター			○	◎	
	生涯学習課		○	◎	◎		第2学校給食センター			○	◎	
	公民館・図書館・創造館			○	◎		生涯学習課		○	◎	◎	
	人権・男女共同参画課		△	◎	◎		公民館・図書館・創造館			○	◎	
子ども未来課		△	◎	◎	歴史文化財センター		△	◎	◎			
消防本部	保育課		△	◎	◎	消防本部	スポーツ振興課		◎	◎	◎	
	保育園			○	◎		文化課			○	◎	
	議会事務局		(○)	◎	◎		総務課		(○)	◎	◎	
消防本部	総務課・警防課・予防課			◎	◎	消防本部	総務課・警防課・予防課			◎	◎	
	更埴消防署			◎	◎		更埴消防署			◎	◎	
	戸倉上山田消防署			◎	◎		戸倉上山田消防署			◎	◎	

市の現況に合わせて修正

◎ : 全職員、 ○ : 係長以上、 ( ) : 該当する係長以上、 △ : 課長以上

◎ : 全職員、 ○ : 係長以上、 ( ) : 該当する係長以上、 △ : 課長以上

新	旧	修正理由・備考																
<p>3 災害警戒本部の設置</p> <p>(2) 災害警戒本部の組織</p> <table border="1" data-bbox="252 331 1299 514"> <tr> <td>本部長</td> <td>副市長</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>総務部長、企画政策部長、市民環境部長、健康福祉部長、経済部長 <u>文化観光スポーツ部長</u>、建設部長、<u>こども・教育</u>部長、その他担当部長 議会事務局長、消防長</td> </tr> </table> <p>5 災害対策本部の組織</p> <p>(3) 本部員</p> <p>本部員は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="225 741 1299 1056"> <tr> <td>統括者等となる本部員</td> <td>総務部長、企画政策部長、市民環境部長、健康福祉部長、経済部長、<u>文化観光スポーツ部長</u>、建設部長、<u>こども・教育</u>部長、その他担当部長、議会事務局長、消防長</td> </tr> <tr> <td>室長・部長等となる本部員</td> <td>千曲市組織規則第2条及び千曲市教育委員会組織規則第2条に規定する課等の長、選挙・公平・監査事務局長、会計管理者、農業委員会事務局長、議会事務局次長、消防本部総務課長、消防本部警防課長、消防本部予防課長、戸倉上山田消防署長、更埴消防署長</td> </tr> </table>	本部長	副市長	本部員	総務部長、企画政策部長、市民環境部長、健康福祉部長、経済部長 <u>文化観光スポーツ部長</u> 、建設部長、 <u>こども・教育</u> 部長、その他担当部長 議会事務局長、消防長	統括者等となる本部員	総務部長、企画政策部長、市民環境部長、健康福祉部長、経済部長、 <u>文化観光スポーツ部長</u> 、建設部長、 <u>こども・教育</u> 部長、その他担当部長、議会事務局長、消防長	室長・部長等となる本部員	千曲市組織規則第2条及び千曲市教育委員会組織規則第2条に規定する課等の長、選挙・公平・監査事務局長、会計管理者、農業委員会事務局長、議会事務局次長、消防本部総務課長、消防本部警防課長、消防本部予防課長、戸倉上山田消防署長、更埴消防署長	<p>3 災害警戒本部の設置</p> <p>(2) 災害警戒本部の組織</p> <table border="1" data-bbox="1439 331 2487 472"> <tr> <td>本部長</td> <td>副市長</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>総務部長、企画政策部長、市民環境部長、健康福祉部長、<u>次世代支援部長</u>、 経済部長、建設部長、教育部長、その他担当部長、議会事務局長、消防長</td> </tr> </table> <p>5 災害対策本部の組織</p> <p>(3) 本部員</p> <p>本部員は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1412 741 2487 1014"> <tr> <td>統括者等となる本部員</td> <td>総務部長、企画政策部長、市民環境部長、健康福祉部長、<u>次世代支援部長</u>、 経済部長、建設部長、教育部長、その他担当部長、議会事務局長、消防長</td> </tr> <tr> <td>室長・部長等となる本部員</td> <td>千曲市組織規則第2条及び千曲市教育委員会組織規則第2条に規定する課等の長、選挙・公平・監査事務局長、会計管理者、農業委員会事務局長、議会事務局次長、消防本部総務課長、消防本部警防課長、消防本部予防課長、戸倉上山田消防署長、更埴消防署長</td> </tr> </table>	本部長	副市長	本部員	総務部長、企画政策部長、市民環境部長、健康福祉部長、 <u>次世代支援部長</u> 、 経済部長、建設部長、教育部長、その他担当部長、議会事務局長、消防長	統括者等となる本部員	総務部長、企画政策部長、市民環境部長、健康福祉部長、 <u>次世代支援部長</u> 、 経済部長、建設部長、教育部長、その他担当部長、議会事務局長、消防長	室長・部長等となる本部員	千曲市組織規則第2条及び千曲市教育委員会組織規則第2条に規定する課等の長、選挙・公平・監査事務局長、会計管理者、農業委員会事務局長、議会事務局次長、消防本部総務課長、消防本部警防課長、消防本部予防課長、戸倉上山田消防署長、更埴消防署長	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>
本部長	副市長																	
本部員	総務部長、企画政策部長、市民環境部長、健康福祉部長、経済部長 <u>文化観光スポーツ部長</u> 、建設部長、 <u>こども・教育</u> 部長、その他担当部長 議会事務局長、消防長																	
統括者等となる本部員	総務部長、企画政策部長、市民環境部長、健康福祉部長、経済部長、 <u>文化観光スポーツ部長</u> 、建設部長、 <u>こども・教育</u> 部長、その他担当部長、議会事務局長、消防長																	
室長・部長等となる本部員	千曲市組織規則第2条及び千曲市教育委員会組織規則第2条に規定する課等の長、選挙・公平・監査事務局長、会計管理者、農業委員会事務局長、議会事務局次長、消防本部総務課長、消防本部警防課長、消防本部予防課長、戸倉上山田消防署長、更埴消防署長																	
本部長	副市長																	
本部員	総務部長、企画政策部長、市民環境部長、健康福祉部長、 <u>次世代支援部長</u> 、 経済部長、建設部長、教育部長、その他担当部長、議会事務局長、消防長																	
統括者等となる本部員	総務部長、企画政策部長、市民環境部長、健康福祉部長、 <u>次世代支援部長</u> 、 経済部長、建設部長、教育部長、その他担当部長、議会事務局長、消防長																	
室長・部長等となる本部員	千曲市組織規則第2条及び千曲市教育委員会組織規則第2条に規定する課等の長、選挙・公平・監査事務局長、会計管理者、農業委員会事務局長、議会事務局次長、消防本部総務課長、消防本部警防課長、消防本部予防課長、戸倉上山田消防署長、更埴消防署長																	

新	旧	修正理由・備考
<p>第28節 建築物災害応急活動</p> <p>第3 実施計画</p> <p>3 文化財</p> <p>(1) 市が実施する対策</p> <p>ア 市文化財所管部局は、災害が発生した場合の所有者又は管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導する。</p> <p>イ 国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県に報告する。</p> <p>ウ 被災した建造物内の文化財について、所有者や県等の関係機関と連携して応急措置をとる。</p> <p>(2) 所有者が実施する対策</p> <p>ア 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行う。</p> <p>イ 文化財の火災による焼失を防ぐための措置を行う。</p> <p>ウ 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、市文化財所管部局等へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県、市文化財所管部局等の指導を受けて実施する。</p> <p>エ 被災した建造物内の文化財について、県や市文化財所管部局等の関係機関と連携して応急措置をとる。</p>	<p>第28節 建築物災害応急活動</p> <p>第3 実施計画</p> <p>3 文化財</p> <p>(1) 市が実施する対策</p> <p>ア 市文化財所管部局は、災害が発生した場合の所有者又は管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導する。</p> <p>イ 国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告する。</p> <p>ウ 被災した建造物内の文化財について、所有者や県教育委員会等の関係機関と連携して応急措置をとる。</p> <p>(2) 所有者が実施する対策</p> <p>ア 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行う。</p> <p>イ 文化財の火災による焼失を防ぐための措置を行う。</p> <p>ウ 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、市教育委員会へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、市教育委員会の指導を受けて実施する。</p> <p>エ 被災した建造物内の文化財について、県教育委員会や市文化財所管部局等の関係機関と連携して応急措置をとる。</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p> <p>市の現況に合わせて修正 県の地域防災計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第4章 南海トラフ地震に関する事前対策活動</p> <p>第7節 食料、生活必需品、飲料水の確保計画</p> <p>危機管理防災課、<u>商工課</u>、上下水道課</p>	<p>第4章 南海トラフ地震に関する事前対策活動</p> <p>第7節 食料、生活必需品、飲料水の確保計画</p> <p>危機管理防災課、<u>産業振興課</u>、上下水道課</p>	<p>市の現況に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第11節 売り惜しみ・買い占め等の防止</p> <p>市民生活課、<u>商工課</u></p>	<p>第11節 売り惜しみ・買い占め等の防止</p> <p>市民生活課、<u>産業振興課</u></p>	<p>市の現況に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第14節 事業所等対策計画</p> <p style="text-align: right;">商工課</p>	<p>第14節 事業所等対策計画</p> <p style="text-align: right;">産業振興課</p>	<p>市の現況に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>その他災害対策編</p> <p>第6章 林野火災対策</p> <p>第1節 災害予防計画</p> <p>第2 主な取組み</p> <p>2 気象に関する情報、災害関連情報等の収集体制の整備、<u>気象警報及び注意報の迅速な周知</u>に努める。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 林野火災防止のための情報収集体制の整備</p> <p>林野火災予防活動を効果的に実施するため、気象警報・注意報等の正確かつ迅速な把握のための体制を整備し、<u>迅速に気象警報及び注意報の周知を行う。</u></p> <p>(1) 防災気象情報の収集体制の整備</p> <p>長野地方気象台からの気象警報・注意報等を迅速かつ正確に収集できる体制の整備に努める。<u>警報及び注意報の発令があった場合は、迅速にその周知に努める。</u></p>	<p>その他災害対策編</p> <p>第6章 林野火災対策</p> <p>第1節 災害予防計画</p> <p>第2 主な取組み</p> <p>2 気象に関する情報、災害関連情報等の収集体制の整備に努める。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 林野火災防止のための情報収集体制の整備</p> <p>林野火災予防活動を効果的に実施するため、気象警報・注意報等の正確かつ迅速な把握のための体制を整備する。</p> <p>(1) 防災気象情報の収集体制の整備</p> <p>長野地方気象台からの気象警報・注意報等を迅速かつ正確に収集できる体制の整備に努める。</p>	<p>消防本部の指摘による修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第7章 雪害対策</p> <p>第1節 災害予防計</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>10 雪害に関する知識の普及・啓発</p> <p>(2) 雪害に関する<b>気象</b>警報、注意報等に対して注意を払い、住宅周辺等については自主的に除雪を行う等の防災意識の普及を図る。また、除雪の際の屋根からの落雪等、安全管理についても注意喚起を促す。</p>	<p>第7章 雪害対策</p> <p>第1節 災害予防計</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>10 雪害に関する知識の普及・啓発</p> <p>(2) 雪害に関する警報、注意報等に対して注意を払い、住宅周辺等については自主的に除雪を行う等の防災意識の普及を図る。また、除雪の際の屋根からの落雪等、安全管理についても注意喚起を促す。</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第3節 除雪等の実施</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>6 授業、保育の確保</p> <p>(1) 教育委員会は、小・中学校、保育所及び幼稚園等の児童、生徒、園児等の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、大雪時における授業及び保育を確保するための対策をとる。</p> <p>(2) 学校長及び施設長は、天候の急変に際し教育委員会と連携を密にし、始業・就業時刻の繰り上げ・繰り下げ、保育時間の変更等適切な措置を行う。</p>	<p>第3節 除雪等の実施</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>6 授業、保育の確保</p> <p>(1) 教育委員会及び次世代支援部は、小・中学校、保育所及び幼稚園等の児童、生徒、園児等の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、大雪時における授業及び保育を確保するための対策をとる。</p> <p>(2) 学校長及び施設長は、天候の急変に際し教育委員会及び次世代支援部と連携を密にし、始業・就業時刻の繰り上げ・繰り下げ、保育時間の変更等適切な措置を行う。</p>	<p>市の現況に合わせて修正</p>